

第2次豊後大野市総合計画 後期基本計画





はじめに

豊後大野市では、平成28年3月にまちづくり全般にわたる本市の最上位計画である「第2次豊後大野市総合計画」を策定し、「持続可能なまち」の実現に向け、「働く場の確保」「子育て支援の充実」「学校教育の充実」の3つの柱を中心に、これまで、地域雇用創造事業の実施や「子育て世代包括支援センターきらきら[☆]」の設置、キャリア教育を推進するためのコーディネーターの配置など、様々な事業に取り組むとともに、本市の大きな課題の一つとなっていた支所・公民館の建設や図書館・資料館の建替など、地域づくり活動や防災、学び等の活動拠点の整備も進めてきたところです。

一方、財政面におきましては、合併により優遇されていた普通交付税の特例措置が終了し、今後は、真に自立した「市」としての真価が問われる新たなステージを歩んでいく中で、本市を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進展や過疎化による人口減少、そして、今もなお感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響等により極めて厳しい状況となっています。

特に、新型コロナウイルスの感染拡大による地域経済や地域社会、日常生活への影響が大きいことから、感染症対策と経済対策の両立を図ることが必要であり、また、関係人口の創出等により地域を支える人材を確保するといった新たな地域づくりの仕組みを構築するなど、時代や社会の変化に応じた取組も重要となっています。

このような状況の下、今般、前期基本計画に基づく取組を評価・検証・整理し、基本施策等の方向性や目標などを再構築した「後期基本計画」を策定いたしました。今後は、本計画に基づき、人口減少などの諸課題に迅速かつ柔軟に対応した取組と着実な遂行に努めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり御協力を賜りました総合計画策定審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をお寄せいただきました多くの関係者の皆様に衷心より感謝とお礼を申し上げますとともに、今後におきましても「持続可能な豊後大野市づくり」に向けた取組に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

豊後大野市長 川野文敏

目次

序論

第1章 総合計画の策定にあたって

1. 総合計画策定の趣旨	1
2. 総合計画の期間	1
3. 総合計画の役割	1
4. 総合計画の構成	2
5. 総合計画と各計画について	3

第2章 計画策定の背景

1. 豊後大野市の特性	5
2. 時代の潮流	5
3. 市民の意識	10

基本構想

第1章 豊後大野市の将来像

1. 将来像	15
2. 将来の目標人口	16
3. まちづくりの大綱	17
4. 基本理念	18
5. 政策目標	19

基本計画・政策別

第1章 豊かな生活を支えるしごとがあるまち

施策1-1 農業の振興	22
施策1-2 林業の振興	25
施策1-3 工業の振興	27
施策1-4 商業・サービス業の振興	29
施策1-5 観光の振興	31
施策1-6 雇用環境の向上	33

第2章 豊かな福祉社会の実現を目指すまち

施策2-1 保健・医療サービスの充実	37
施策2-2 地域福祉の充実	39
施策2-3 結婚・出産・子育て支援の充実	41
施策2-4 高齢者福祉の充実	43
施策2-5 障がい者福祉の充実	45
施策2-6 社会保障の充実	47

第3章 豊かなくらしと安心を実感できるまち

施策3-1	交通ネットワークの整備	51
施策3-2	上下水道の整備	53
施策3-3	住宅環境等の整備	55
施策3-4	土地利用・景観の整備	57
施策3-5	環境衛生の推進	59
施策3-6	移住・定住の促進	61
施策3-7	交通安全・防犯対策の推進	63
施策3-8	防災対策の充実	65
施策3-9	消防・救急体制の充実	67
施策3-10	情報管理、情報化の推進	69

第4章 豊かさをつなぐ協働によるまちづくり

施策4-1	地域コミュニティ活動の推進	73
施策4-2	協働によるまちづくりの推進	75
施策4-3	広域連携の推進	77
施策4-4	主体的で計画的な行財政運営の推進	79

第5章 豊かな心と学ぶ意欲を育むまち

施策5-1	学校教育の充実	83
施策5-2	生涯学習の推進	85
施策5-3	スポーツの振興	87
施策5-4	文化・芸術の振興	89
施策5-5	文化財等の保存・継承	91
施策5-6	人権尊重社会の実現	93

第6章 豊かな自然を未来に残し伝えるまち

施策6-1	ジオ・自然との共生	97
施策6-2	環境保全の推進	99

総合計画の全体図	101
----------	-----

計画におけるSDGs対応表	103
---------------	-----

附属資料	105
------	-----

総合計画の策定にあたって

1. 総合計画策定の趣旨

豊後大野市は、平成28年3月に、「人も自然もシアワセなまち」という将来像を掲げ、まちづくりの最上位計画として、第2次豊後大野市総合計画（平成28年度～令和7年度）を策定し、将来像の実現に向けた取組を進めてきました。

令和2年度末に前期基本計画が終了することから、これまでの取組の達成状況等を評価・検証・整理し、人口減少や高齢化、近年頻発する災害等の社会経済環境に対応するための指針として後期基本計画を策定しました。

2. 総合計画の期間

総合計画の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

3. 総合計画の役割

- ①総合計画は総合的かつ計画的な行政運営を行うための、まちづくり全般にわたる本市の最上位計画です。
- ②まちづくりの理念や将来像を示し、市民が主体の地方自治の実現と協働によるまちづくりを進めるための指針となるものです。
- ③基本構想・基本計画の目標を達成するために、重要となる施策は何かということをはっきりとします。

4. 総合計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します。

① 基本構想

基本構想は、本市の進むべき方向と将来像を明確にしたうえで、目指すべきまちの状態を示すものです。

基本構想の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

② 基本計画

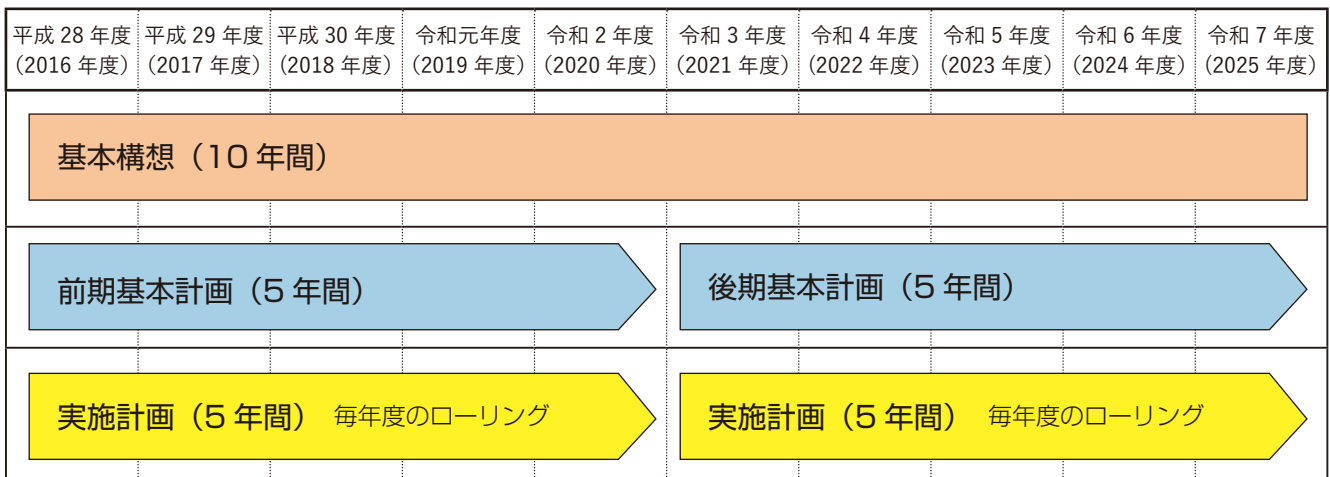
基本計画は、基本構想を実現するための具体的な施策やその展開方針を定めるものです。

基本計画の期間は、前期5年（平成28年度～令和2年度）、後期5年（令和3年度～令和7年度）に分けて策定します。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に掲げられた施策を計画的かつ効率的に実施する事業を示すものです。

実施計画の期間は、当該年度を含む5年間とし、毎年度更新します。



5. 総合計画と各計画について

総合計画と各計画を下図のように整理します。

	平成28年度～令和2年度 (2016年度～2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	<p>第2次豊後大野市総合計画 基本構想 (平成28年4月～令和8年3月)</p> <p>前期基本計画 (平成28年4月～令和3年3月) 後期基本計画 (令和3年4月～令和8年3月)</p>								
戦略	第1期豊後大野市総合戦略 (平成27年10月～令和3年3月)		第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和3年4月～令和8年3月)						
しごと	第3次豊後大野市農業振興計画 (平成28年4月～令和3年3月)		第4次豊後大野市農業振興計画 (令和3年4月～令和8年3月)						
	豊後大野市森林整備計画 (平成29年4月～令和9年3月)								
	豊後大野市創業支援事業計画 (平成27年6月～令和7年3月)								
	導入促進基本計画(平成30年6月～令和3年6月)								
	豊後大野市都市計画マスタープラン (平成23年12月～)								
	豊後大野市観光振興ビジョン (平成30年4月～令和8年3月)								
ひと	第3次豊後大野市総合教育計画(平成28年4月～令和3年3月)		第4次豊後大野市総合教育計画(令和3年4月～令和8年3月)						
			豊後大野市 アクションプラン (令和3年4月～ 令和4年3月)						
	豊後大野市食育推進計画 (平成26年4月～令和6年3月)								
	豊後大野市スポーツ推進計画 (平成30年3月～令和10年3月)								
	豊後大野市文化振興計画 (平成29年4月～令和8年3月)								
	豊後大野市人権教育・啓発基本計画 (平成18年12月～)								
	第2次豊後大野市男女共同参画基本計画 (ぶんごおの生き生きプラン) (平成28年4月～令和8年3月)								
	豊後大野市部落差別の解消の推進に関する基本方針 (平成30年9月～)								
	豊後大野市部落差別解消推進教育・啓発基本計画 (平成30年9月～)								
	豊後大野市人権教育・啓発実施計画 (平成30年4月～令和5年3月)								
	豊後大野市「部落差別解消教育」の推進に係る基本計画および教育基本方針(平成29年8月～)								
環境	おおいた豊後大野ジオパーク基本計画 (平成29年4月～令和3年3月)		おおいた豊後大野ジオパーク 基本計画 (令和3年度策定)						
	生物多様性ぶんごおの戦略 (平成29年4月～令和4年3月)								
	第3次豊後大野市環境基本計画 (令和2年4月～令和6年3月)								
	豊後大野市新エネルギービジョン (平成29年4月～令和9年3月)								
	豊後大野市景観計画 (令和元年8月～)								

	平成28年度～令和2年度 (2016年度～2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	第2次豊後大野市総合計画 基本構想 (平成28年4月～令和8年3月)								
	前期基本計画 (平成28年4月～令和3年3月)			後期基本計画 (令和3年4月～令和8年3月)					
戦 略	第1期豊後大野市総合戦略 (平成27年10月～令和3年3月)			第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和3年4月～令和8年3月)					
く ら し	豊後大野市国民健康保険特定健康診査等実施計画 (平成30年4月～令和6年3月)								
	豊後大野市健康づくり計画 (あけあじ健康21) (平成26年4月～令和6年3月)								
	豊後大野市食育推進計画 (平成26年4月～令和6年3月)								
	第3次豊後大野市子ども・子育て支援事業計画 (キラキラこどもプラン) (令和2年4月～令和7年3月)								
	豊後大野市新型インフルエンザ等対策行動計画 (平成27年4月～)								
	第2期豊後大野市障がい者基本計画 (平成29年4月～令和9年3月)								
	豊後大野市第5期障がい福祉計画及び 第1期障がい児福祉計画 (平成30年4月～令和3年3月)			豊後大野市第6期障がい福祉計画及び 第2期障がい児福祉計画 (令和3年4月～令和6年3月)					
	豊後大野市自殺対策行動計画 (平成31年4月～令和5年3月)								
	豊後大野市地域福祉計画 (平成29年4月～令和4年3月)								
	豊後大野市老人計画及び 第7期介護保険事業計画 (平成30年4月～令和3年3月)			豊後大野市老人計画及び 第8期介護保険事業計画 (令和3年4月～令和6年3月)					
	豊後大野市国民健康保険データヘルス計画 (平成30年4月～令和6年3月)								
	豊後大野市地域公共交通網形成計画 (平成29年4月～令和4年3月)			豊後大野市地域公共交通計画 (令和4年4月～令和9年3月)					
	豊後大野市立地適正化計画 (令和3年度策定)								
	水道事業経営戦略 (平成30年1月～令和9年3月)								
	豊後大野市水道事業短期事業実施計画 (平成31年4月～令和11年3月)								
	生活排水処理施設整備構想 (平成28年4月～令和8年3月)								
	公営住宅等長寿命化計画 (平成28年4月～令和13年3月)								
	豊後大野市都市計画マスタープラン (平成23年12月～)								
	豊後大野市国土利用計画 (平成25年3月～令和6年3月)								
	国土調査事業第7次十箇年計画 (令和2年5月～令和12年3月)								
	豊後大野市景観計画 (令和元年8月～)								
	豊後大野市一般廃棄物処理基本計画 (平成24年4月～令和9年3月)								
	第9期豊後大野市分別収集計画 (令和2年4月～令和7年3月)								
	第2期大分ブロック循環型社会形成推進地域計画 (令和3年4月～令和9年3月)								
	豊後大野市災害廃棄物処理計画 (平成29年3月～)								
	豊後大野市国土強靱化地域計画 (令和2年1月～令和6年12月)								
	豊後大野市地域防災計画 (平成17年11月～)								
豊後大野市消防計画 (平成19年4月～)									
豊後大野市地域情報化計画 (平成21年3月～)									
豊後大野市地域コミュニティビジョン (平成26年3月～)									
大分都市広域圏ビジョン (平成28年4月～令和3年3月)			大分都市広域圏ビジョン (令和3年4月～令和8年3月)						
豊後大野市行政改革指針 (令和2年4月～令和8年3月)									
第1期豊後大野市公共施設等総合管理計画 (平成27年4月～令和7年3月)									
豊後大野市人材育成基本方針 (平成19年3月～)									

計画策定の背景

1. 豊後大野市の特性

豊後大野市は、大分県の南西部、大野川の中・上流域に位置し、東西約 22 キロメートル、南北約 31 キロメートル、総面積は、603.14 平方キロメートルであり、県土の 9.5% を占めています。

神角寺・芹川県立自然公園、祖母・傾県立自然公園、祖母・傾国定公園によって囲まれており、有形、無形の地域資源に囲まれた名水・田園・観光のふるさとでもあります。気候は南海型気候に属し、平地気候と山地気候のほぼ中間にあり、四季を通じておおむね温暖で、一部の山岳地帯を除いては、平坦地の平均気温は 15 ～ 16℃ と極めて農耕に適しており、古くから農業を基幹産業として発展してきました。

多くの自然遺産や文化、民俗的な遺産などを有機的に結び付け、保全や教育、ツーリズムに活用しながら地域を持続的に発展させることを目指し、「おおいた豊後大野ジオパーク」として日本ジオパークの認定を受けました。また、本市の南西に広がり、大分県・宮崎県にまたがる山岳地帯を中心としたエリアはユネスコエコパークに認定されました。

2. 時代の潮流

① 加速する人口減少と少子高齢化

戦後一貫して増加していた我が国の総人口は、2008 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所は 2060 年の総人口が 9,284 万人にまで落ち込むと推計しています。本市においても、1950 年の 81,707 人から一貫して減少を続け、2015 年には 36,584 人となりました。

合計特殊出生率については、1970 年代半ばに人口規模が長期的に維持される水準を下回り、その状態が今日まで約 40 年以上続いています。

また、2018 年の総人口に占める高齢者（65 歳以上）の割合は、28.1% と過去最高値となっています。

人口減少や少子高齢化の進行は、地域の過疎化・空洞化や地域コミュニティ機能の低下、国内消費の減少、社会保障費の増大など、社会の活力低下や経済成長へのマイナス影響が懸念されます。

② まち・ひと・しごと創生の推進

我が国の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある日本社会を維持することを目的に、2014年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

まち・ひと・しごと創生法は、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」と「東京一極集中の歯止め」、「地域の特性に即した地域課題解決」を基本的視点とし、その実現を図るため、国や地方自治体が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、総合的かつ計画的に実施することが求められています。

本市においては、2015年10月に「第1期豊後大野市総合戦略（2015年度～2020年度）」を策定し、地方創生の取組を進めてきました。第1期の取組の検証を行い、「第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2021年度～2025年度）」を策定しました。

第2期では、「豊かなくらしとしごとを創る」「豊かなひとを育む」「豊かな自然・地域を未来へつなげる」の3つを基本目標として各種の施策を進めていきます。

③ 経済環境の変化と厳しさを増す地方財政

我が国の経済は、累次にわたる経済対策等の影響により、都市圏などにおいては、経済回復の兆しをみせていましたが、2019年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、全世界的に経済成長が悪化し、地方経済への影響は、雇用環境の悪化や税収減等長期化するおそれがあります。

このような中、本市の財政状況は、歳入については、少子・過疎・高齢化や人口減少による生産年齢人口の減少にともなう税収の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による税収減が見込まれ、普通交付税については特例措置が終了し一本算定となることで、さらに減少傾向が続く見通しです。

一方、歳出については、社会保障関係経費の増大や道路・橋梁・上下水道等の社会資本の老朽化により、維持補修費と更新費用が増大し、今後ますます厳しさを増すことが予想されます。

このため、地方自治体の財政運営は、財源の安定的な確保を図りながら、「選択と集中」による真に必要なサービスへの重点化や財源確保による財政基盤の強化を行う行財政改革に引き続き取り組んでいくことが必要となります。

④ 安全・安心な社会への希求

2016年4月に発生した熊本地震などの大規模災害や、異常気象による大型台風の上陸や予測困難な局地的豪雨、火山の噴火などの自然災害が、これまでの想定を上回る規模で発生し、各地で甚大な被害をもたらしています。また、2019年12月以降世界各国で発生している新型コロナウイルス感染症については、世界規模での早急な対応が求められており、こうした感染症を踏まえた災害対応も想定していく必要があります。

国は、2013年に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する「国土強靱化基本法」を施行し、2014年3月に「国土強靱化基本計画」を定めました。南海トラフ巨大地震等の被害想定の見直しによる危機管理体制の構築や被害を最小限にするための地域の実情に即した防災・減災対策が求められています。

本市においては、市民の生命や財産を守り、地域経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するために、2020年1月に「豊後大野市国土強靱化地域計画」を策定しました。

また、振り込め詐欺や悪質商法など高齢者が被害者になる事件やインターネット犯罪、食の安心・安全に関する事件・事故など社会情勢の変化に起因する犯罪、身の回りで発生する事件・事故が多様化・複雑化しています。

⑤ 協働によるまちづくりと地方分権改革

地方分権一括法の施行以降、法律による義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲などが進み、地方分権の基礎固めが行われました。

その一方、日本は成熟社会を迎え、地域社会における諸課題はますます複雑化してきており、それぞれの地域の実状に即した柔軟な対応が必要になってきています。

このような段階にある今、地方分権改革は新たな局面を迎えており、これまでの地方分権改革の成果を活かしつつ、引き続き、「個性を活かし自立した地方をつくる」地方分権改革を着実に推進することが求められています。

また、「個性を活かし自立した地方をつくる」ためには、従来の「行政主導型」のまちづくりから、「自助・共助・公助」を基本とした市民、議会、行政のそれぞれが自らの役割と責務等を自覚しながらお互いの立場を尊重し連携・協力し合う「協働によるまちづくり」を推進していくことが必要です。

本市においては、市民が主体の地方自治の実現と協働のまちづくりの推進を図ることを目的として、2012年3月に「豊後大野市まちづくり基本条例」を制定し、様々な分野において住民自治と市民協働の取組を進めています。

⑥ 技術革新とグローバル化の急速な進展

近年、IoTやビッグデータ、人工知能（AI）の進化やロボット技術の発達、自動運転や燃料電池車の開発、医療の高度化などの技術革新が進んでおり、5G（第5世代移動通信システム）の運用も開始されました。

こうした情報技術の高度化をはじめとした技術革新は、将来的に深刻化する労働力不足の対応としても期待されています。また、生産や消費といった経済活動に加え、健康や医療、公共サービス、働き方、ライフスタイルにも影響を与え、様々な社会課題を解決することが期待されています。IoTの普及によるシステム化やネットワーク化の取組を、ものづくり分野だけではなく、様々な分野に広げることで、人々に豊かさをもたらす超スマート社会（Society5.0）を実現することが提唱されています。

⑦ SDGs など持続可能な社会をめざす機運の高まり

経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開発目標）への取組が、先進国・開発途上国を問わず始まっています。

SDGsは、国連加盟国193か国全ての合意により2015年9月に策定され、2030年を目標年にした持続可能な社会づくりに関するルールで、貧困撲滅や健康、環境、技術革新、協働など17の目標（ゴール）と169の具体的活動（ターゲット）によって構成されています。

国においては、「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、「SDGs未来都市」制度等により、地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の普及・促進を行っています。

本市においては、まちづくりに取り組む方向性は、SDGsの目指す17の目標の方向性と同様であることから、総合計画の推進を図ることでSDGsの目標に繋がるものと考えています。



【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

	目標 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	目標 2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	目標 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	目標 4	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	目標 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	目標 6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	目標 7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	目標 8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を推進する。
	目標 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
	目標 10	各国内及び各国間の不平等を是正する。
	目標 11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	目標 12	持続可能な生産消費形態を確保する。
	目標 13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	目標 14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	目標 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	目標 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標 17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

3. 市民の意識

(1) 市民意識調査の目的

総合計画の策定に当たって、市民の政策分野別の課題とニーズを把握し、今後の市の取り組むべき方向性を検討する際の基礎情報として活用すること、市民活動の実態を把握し、市民と市役所の市民参画や協働の進め方を検討する際の参考情報とすることを目的に実施しました。

(2) 調査概要

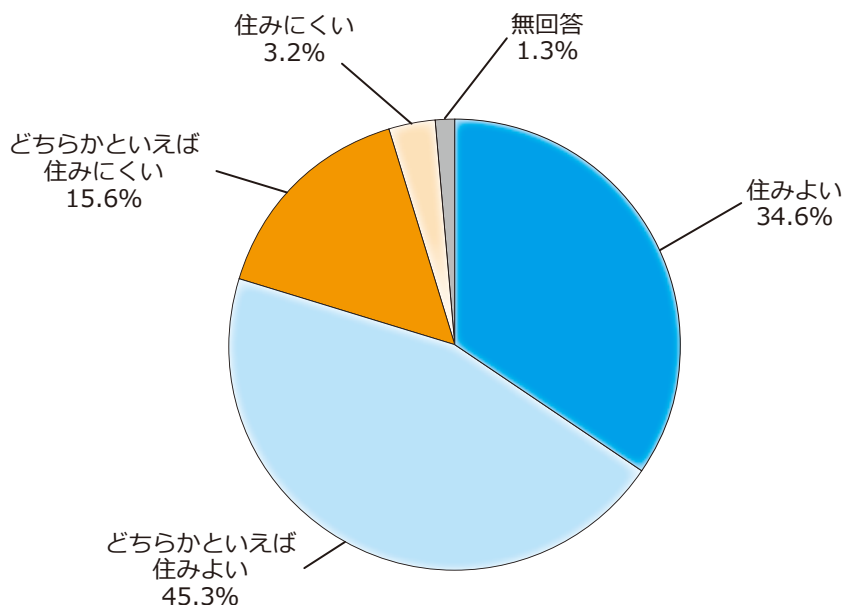
調査対象	・住民基本台帳に登録されている満18歳以上の市民 (令和2年2月29日現在)
調査方法	・人口比に合わせて町別にサンプル数を配布し、対象者を無作為抽出 ・郵送による配布・回収
調査期間	・令和2年3月31日～4月30日
配布数 回収数	・配布 2,000通 ・回収 714通(回収率35.7%)

(3) 調査結果

① 豊後大野市の住みよさの評価

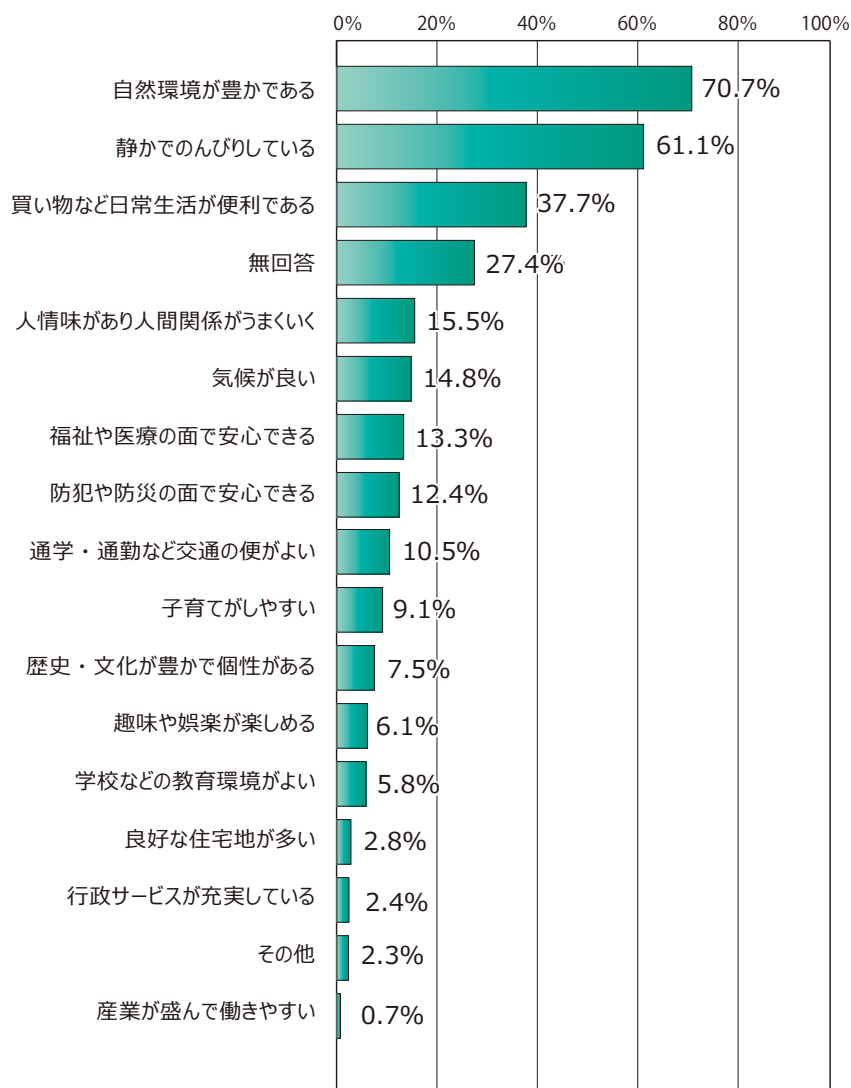
住みよいと感じているかどうかについては、「どちらかといえば住みよい」が45.3%と最も多く、次いで「住みよい」が34.6%となっています。

「どちらかといえば住みよい」と「住みよい」を足すと79.9%となり、同様の調査結果と比較してみると、平成22年度が76.3%、平成26年度が78.4%とわずかながら増加しています。



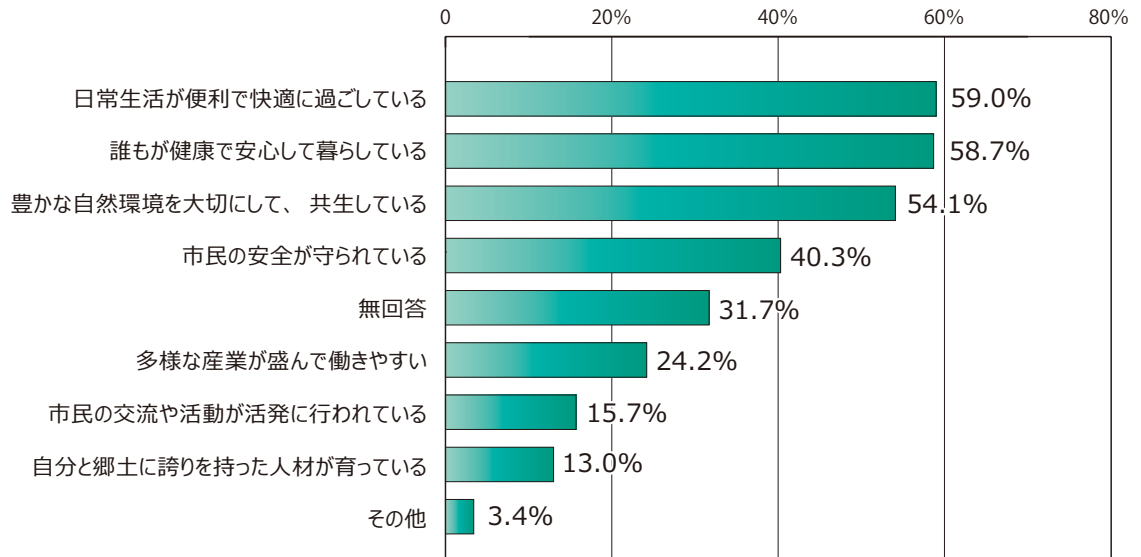
② 住みよいと感ずる理由

住みよいと感ずられる理由や魅力については、「自然環境が豊かである」が70.7%、「静かでのんびりしている」が61.1%と圧倒的に多く、次いで「買い物など日常生活が便利である」が37.7%となっています。



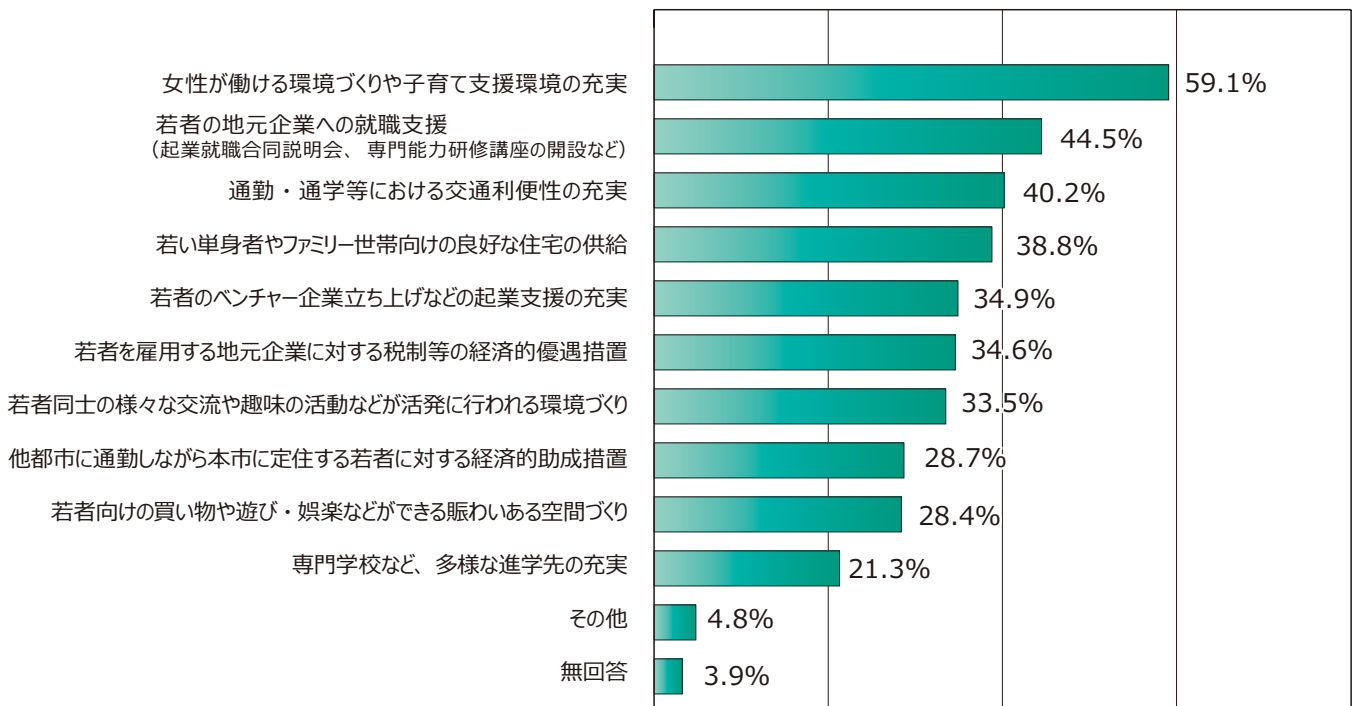
③ 将来の豊後大野市の姿

将来の豊後大野市の姿については、「日常生活が便利で快適に過ごしている」が59.0%、「誰もが健康で安心して暮らしている」が58.7%、「豊かな自然環境を大切にして、共生している」が54.1%と多くなっています。



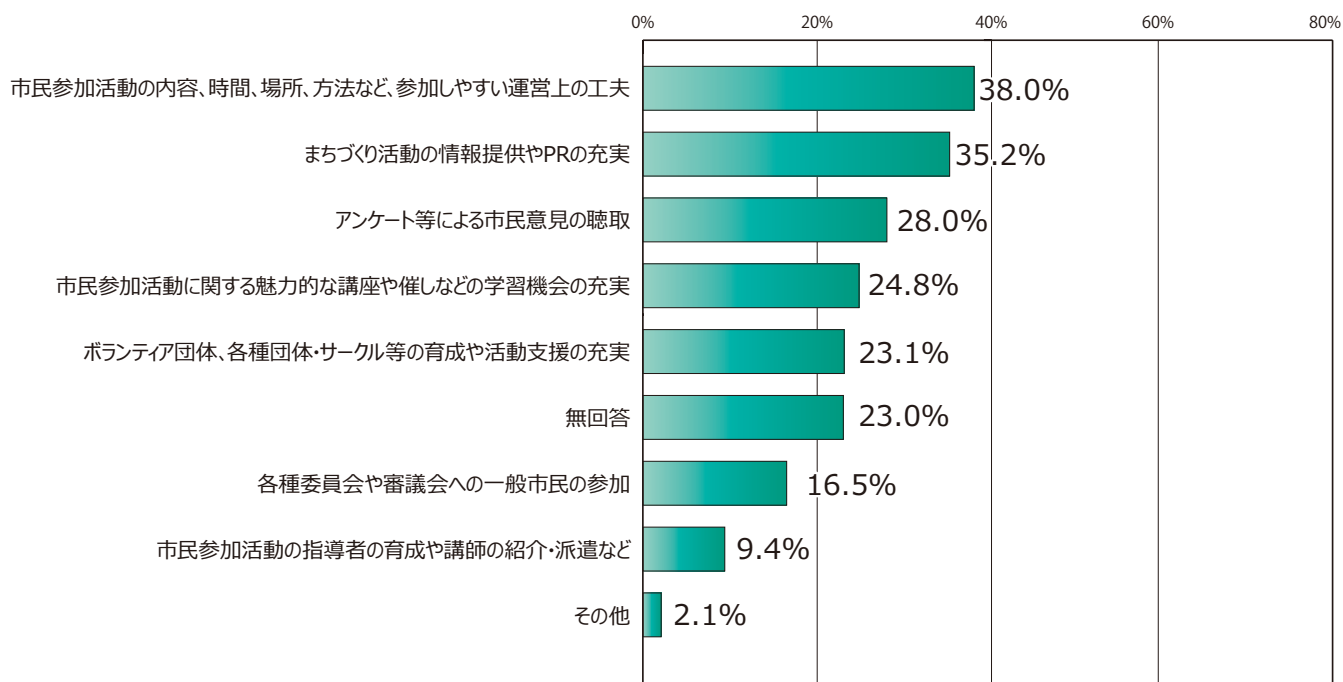
④ 若者の定住施策で強化すべきこと

若者の定住施策で強化すべきことについては、「女性が働ける環境づくりや子育て支援環境の充実」が59.1%と最も多く、次いで「若者の地元企業への就職支援（起業就職合同説明会、専門能力研修講座の開設など）」が44.5%となっています。



⑤ 市民参画を図る上で特に重要なこと

市民参画を図る上で特に重要なことについては、「市民参加活動の内容、時間、場所、方法など、参加しやすい運営上の工夫」が38.0%、「まちづくり活動の情報提供やPRの充実」が35.2%と多く、次いで「アンケート等による市民意見の聴取」が28.0%となっています。



第2次豊後大野市総合計画基本構想・後期基本計画

基本構想

豊後大野市の将来像

1. 将来像

豊後大野には足元にたくさんのタカラモノがあります。この地に長年住み続けてきた人々の知恵、そして9万年前からつくられた大地（ジオパーク）、その上にいる豊富な生き物たち。豊後大野に住むすべての生き物がシアワセになることが、ずっと続く地域づくりの原点だと考えました。

私たちは豊後大野のタカラモノを活かした地域づくりを試みながら、次世代にバトンタッチしていきます。

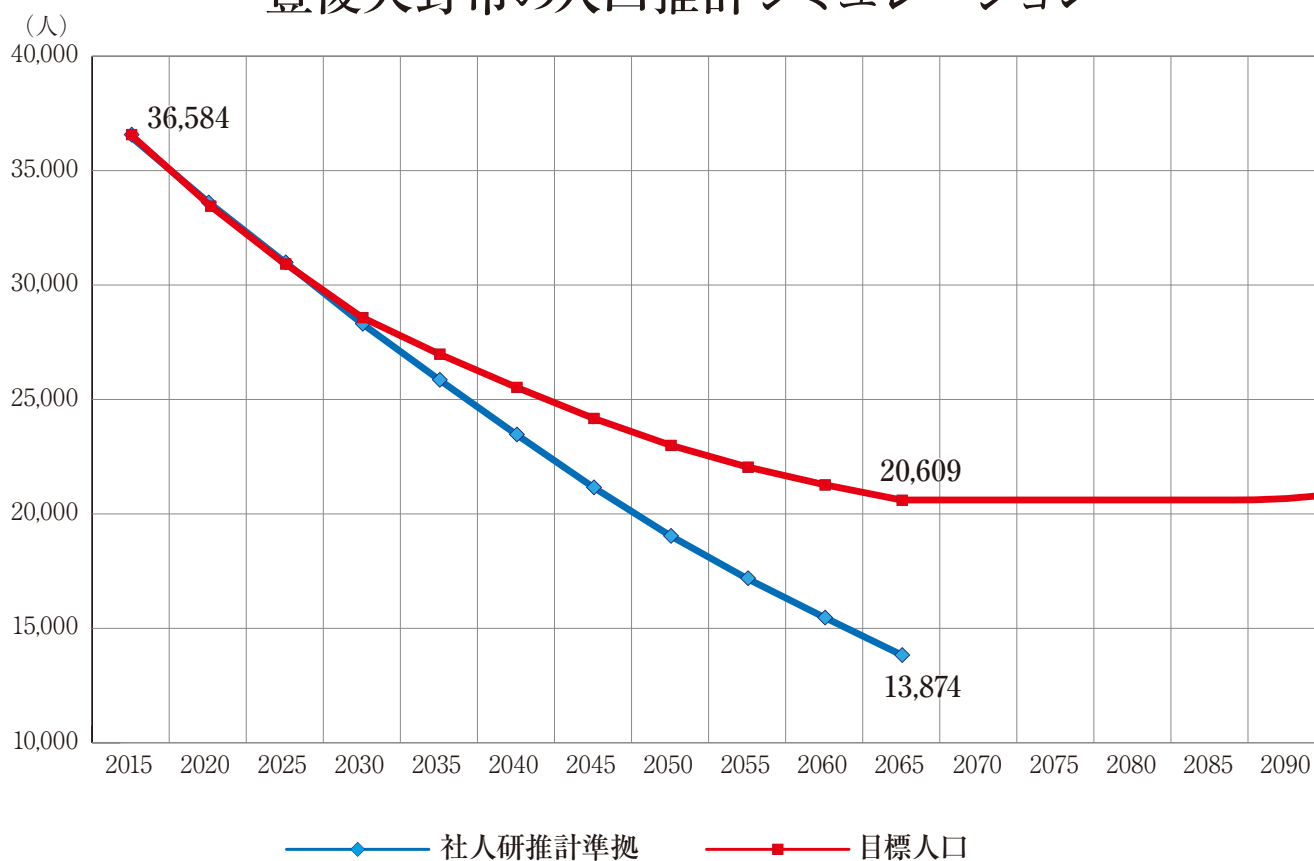


2. 将来の目標人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計値によれば、2015年以降、減少率（5年間）が7～10%に拡大し、本市の人口は急速に減少していく見通しとなっており、2030年には30,000人を割り、2065年には13,874人（2015年比62.1%減）になると推計されています。

今後は、地方への新たな人の流れを生み出し、急激な人口減少に歯止めをかけるまちづくりを展開し、2065年の目標人口を20,609人とします。

豊後大野市の人口推計シミュレーション



3. まちづくりの大綱

それぞれの地区、それぞれの立場、それぞれの考え方によって問題や課題は違います。まずは本当に何が問題となっているのか？どのように解決していくことが望ましいのか。このようなことを対話できる場が必要ではないでしょうか。

様々な違いがあることにより、私たちは育ち合うことができます。違いを知り、それぞれが納得できる答えをつくり、行動していくことがまちづくりの原点だと考えます。

私たちは人も自然も命あるものとしてシアワセになるような未来を望んでいます。まずは、地域住民同士で育ち合うためのコミュニティをつくり、まちの将来に関心を持ち、誰もが参画するようなヒトづくりを目指します。そのひとつの指標として投票率が約90%以上、それが豊後大野です。

A graphic with a vertical bar on the left containing the word "MISSION" in large, light-colored letters. The main area is a solid pink color with white text.

まちづくりの大綱（市民の参画・責務）

**育ち合い、行動する、
市民参画による
コミュニティづくり**

Each other grew up, to act,
community development by citizen participation

4. 基本理念

豊後大野市の将来像の実現に向かって、次の4つをまちづくりの基本理念とします。

<p>しごと</p>	<p>しごとは生活を営むために必要なものです。生きがい・やりがいがあるしごとであればシアワセを感じることができます。</p> <p>しごとを増やすためには、産業の振興が不可欠です。農商工観の連携を図りながら、豊後大野の豊かな資源を地域ブランド化し、力強い産業を確立し、新しい雇用の創出を目指します。</p>
<p>くらし</p>	<p>人と自然が共生する暮らしは、少し手間暇がかかることかも知れませんが、しかし、少しの手間暇をプラスに捉え活動することで、心豊かな暮らしにもなります。</p> <p>豊後大野での暮らしがシアワセな暮らしになるよう、地域の支え合い、安心できる福祉の充実で子どもから高齢者までいきいきと夢が持てる暮らしを目指します。</p>
<p>ひと</p>	<p>自然と歴史が豊かな豊後大野でしかできないふるさと教育は、子どもたちのふるさとへの誇りとつながっていきます。子どもたちが大人になり、豊後大野から出て帰ってきたいと思えるのは子どもの時の良き体験です。</p> <p>子どもたちのために大人が体験の場をつくることで、大人もまたふるさとの魅力を再発見できます。子どもから大人まで、学ぶことの楽しさをシアワセとすることができる環境づくりを目指します。</p>
<p>環境</p>	<p>約9万年前から創られたジオパークと豊かな自然と生き物を守りながら、この魅力を継承していきます。</p> <p>現在はストレス社会です。自然と生き物がシアワセであることで、自然環境が豊かな場となり、人のストレスの軽減にもつながります。</p> <p>また、自然エネルギーを活用するなど、人と自然がつづくようなシステムを目指します。</p>

5. 政策目標

まちづくりの基本理念から、次の6つを豊後大野市の政策目標とします。

しごと

- 豊かな生活を支えるしごとがあるまち

くらし

- 豊かな福祉社会の実現を目指すまち
- 豊かなくらしと安心を実感できるまち
- 豊かさをつなぐ協働によるまちづくり

ひと

- 豊かな心と学ぶ意欲を育むまち

環境

- 豊かな自然を未来に残し伝えるまち

第2次豊後大野市総合計画基本構想・後期基本計画

基本計画・政策別



政策目標 1

豊かな生活を支えるしごとがあるまち

施策	施作の展開
1 農業の振興	(1) 多様な担い手の確保・育成
	(2) 収益力の向上をめざした生産振興
	(3) 畜産業を支援する
	(4) 持続的かつ安定的な農業経営の確立
	(5) 農地利用の最適化を推進する
	(6) 農業生産基盤を整備する
	(7) 地域資源を活かした農村づくり
	(8) 有害鳥獣対策を強化する
2 林業の振興	(1) 林業経営体を支援する
	(2) 林業生産基盤を整備する
	(3) 未整備森林を整備する
3 工業の振興	(1) 企業誘致を推進する
	(2) 創業を支援する
4 商業・サービス業の振興	(1) 経営基盤を強化する
	(2) 商業・サービス業を活性化する
	(3) 中心市街地を活性化する
5 観光の振興	(1) 里の旅の商品化
	(2) 観光情報発信を強化する
	(3) 観光拠点の整備・活用
	(4) 新しい観光のあり方への取組
6 雇用環境の向上	(1) 若者の就業の場の確保
	(2) 就業環境を充実する
	(3) 勤労者福祉を向上する

政策目標1

豊かな生活を支えるしごとがあるまち

施策
1-1

農業の振興

施策の展開

- (1) 多様な担い手の確保・育成
- (2) 収益力の向上をめざした生産振興
- (3) 畜産業を支援する
- (4) 持続的かつ安定的な農業経営の確立
- (5) 農地利用の最適化を推進する
- (6) 農業生産基盤を整備する
- (7) 地域資源を活かした農村づくり
- (8) 有害鳥獣対策を強化する

現状と課題

担い手の高齢化や減少による遊休農地の拡大、有害鳥獣による農産物への被害の増大などにより、地域農業の活力の低下が懸念されています。こうした中、担い手の確保・育成は喫緊の課題であり、これまで新規就農者技術習得研修施設（インキュベーションファーム）を中心に、市外からの新規就農者の確保を図ってきました。今後は、これまでの取組を継続することとあわせ、市内の就農希望者を対象とした研修制度の創設を検討しながら、さらなる新規就農者の確保を図る必要があります。加えて、認定農業者の後継者対策の継続等のほかに、新たな就農対策に取り組まなければなりません。

また、農業経営の基盤の確立に向けては、産地収益力の向上対策として、遊休農地の拡大防止、担い手の規模拡大による効率的な農地集積、畑地化による高収益作物への転換が課題となっています。

さらに、大分の野菜畑豊後大野ブランドを確立するため、生産から販売、流通、消費までの販売戦略を構築し、生産者組織や商工関係者との連携を図りながら知名度とブランド力の向上をめざす必要があります。

施策の基本方針

担い手については、新規就農者確保・育成対策の拡充に取り組むとともに、女性就農者の就農環境の改善及び就農支援対策に取り組めます。

遊休農地の拡大防止と産地収益力の向上をめざすため、地図情報システムを活用し、規模拡大に向けた効率的な農地集積を図ります。加えて、基盤整備事業との連携を図り水田の畑地化等による高収益園芸品目の推進、食品加工企業と連携した農産物の有効利用により農業生産額の向上を図ります。また、日本型直接支払制度の第5次対策を推進し、地域資源を活かした農村づくりに取り組めます。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
農業生産額	64億円	82億円
認定農業者数	369人	370人

※農業生産額 「大分の市町村民経済計算」による数値。

施策の展開

(1) 多様な担い手の確保・育成

地域の農業をリードする中心的な役割が期待されている認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人、女性就農者、農業に参入する異業種法人等、農業の多様な担い手の確保・育成に努めます。また、働きやすい環境づくりを進め、多様な人材の活躍を支援します。

◇主な取組

- 認定農業者の確保・育成
- 新規就業者の確保・育成
- 農業後継者の育成
- 企業参入の推進
- 担い手の経営基盤強化対策の推進
- 集落営農組織の経営発展
- 女性の経営参画の促進
- 教育機関との連携

(2) 収益力の向上をめざした生産振興

市内で生産された農産物の産地化を図るため、野菜、花き、果樹の区分に重点品目を選定し、生産方式の合理化を図りながら、産地の拡大、生産額の向上を図ります。また、今後農業従事者の高齢化が予測されることから、高齢者や定年退職世代の農業への登用を図るため、作物の栽培技術の普及や作業の軽労化を図る取組を進めます。

◇主な取組

- 野菜・花き・果樹・特用作物の生産振興
- 水田農業の振興
- 販売体制の構築
- GAP等認証制度の推進
- 農商工観の連携促進
- 情報発信の強化
- 循環型農業・環境にやさしい農業の推進
- 地産地消の推進
- 定年退職世代の登用

(3) 畜産業を支援する

安心安全な畜産物を安定的かつ継続的に生産できるようにするため、生産の効率化など畜産経営基盤の強化を支援するとともに、環境対策や防疫体制の強化を推進します。また、経営感覚に優れた担い手の育成など、人材育成に取り組みます。

◇主な取組

- ICT技術を活用した畜産の推進
- アニマルウェルフェアの実践による家畜環境の整備
- 収益性の高い高能力母牛の育成
- 定休型ヘルパー組合の設立・運営
- 衛生・環境対策の強化
- 豊のしゃもブランドの生産推進

(4) 持続的かつ安定的な農業経営の確立

本市の全就業者の約2割を占める農業を維持発展させるため、優良農地の確保や保全、農地利用集積の推進など、農業者の経営の安定化を支援します。また、魅力ある農業の実現に向け、高収益園芸品目の導入や、先端技術の導入などを推進します。

◇主な取組

- 優良農地の流動化
- 包括的な農地情報の共有
- 導入品目の選定
- 高収益園芸品目への転換支援
- スマート農業の推進
- 循環型経営の推進
- 衛生・環境・災害対策の強化
- 国・県等研究機関との連携強化
- 食品企業との連携
- 農業経営の企業化推進

(5) 農地利用の最適化を推進する

遊休農地の発生防止・解消に取り組み、担い手への農地利用・集約化に努めるため、関係機関と連携して農地の利用状況調査を進めます。

◇主な取組

- 農地の利用状況調査
- 関係機関との連携

(6) 農業生産基盤を整備する

既存農業者の意欲向上や新規就農を支援するため、ほ場、農道、用排水施設などの農業生産基盤を整備し、生産性向上による農業の競争力強化を図ります。あわせて中心経営体への農地集積率に応じて事業費負担を助成する農地集積促進事業への取組を推進します。

◇主な取組

- 生産基盤の整備
- 生活環境基盤の整備
- 施設の長寿命化対策
- 農地利用集積の推進

(7) 地域資源を活かした農村づくり

ジオパーク・エコパーク等の恵まれた地域資源を活かし、農村のもつ価値を創出するとともに、住民の共同活動等により農村の維持・活性化を図ります。

◇主な取組

- 日本型直接支払制度の推進
- 生物多様性の保全
- 指定棚田地域振興活動計画の作成支援
- 地域資源の活用

(8) 有害鳥獣対策を強化する

営農意欲の減退をもたらす鳥獣被害を減らすため、関係機関と連携して防護柵を設置するなど被害防止対策を推進します。また、捕獲した鳥獣をジビエ料理として食肉利用するなど地域資源として活用することにより、地域活性化につなげていくことも検討します。

◇主な取組

- 関係機関との連携
- 防護柵等の設置（ICT付きわなの実証）
- 地域資源としての活用

■ 関連計画等

- ・ 第4次豊後大野市農業振興計画（令和3年4月～令和8年3月）
- ・ 第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年4月～令和8年3月）

施策 1-2

林業の振興

施策の展開

- (1) 林業経営体を支援する
- (2) 林業生産基盤を整備する
- (3) 未整備森林を整備する

現状と課題

林業の採算性の低下や林業の担い手不足などにより、林業生産活動が停滞化しています。さらに、間伐等の森林施策が適切に実施されていない人工林（未整備森林）が増加するなど、林業の有する多面的機能が持続的に発揮できない状況です。

森林の多面的機能を維持・向上するためには、植栽、下刈、間伐等により、健全な森林を育てる森林整備が必要です。特に人工林については、間伐が必要な段階にあるものが多く、低コスト・高効率な作業システムに必要な施策の集約化や林道・作業道の整備が進んでいない状況であり、林業従事者の就業環境の改善などの対応が必要です。

施策の基本方針

森林の持つ多面的・公益的機能が重要視されており、市民の安心安全な生活を維持していくためには、適切な森林整備を行うことが必要です。

森林経営計画制度および森林経営管理制度により、間伐等の適切な森林整備を行うとともに林業関係団体や経営能力の高い林業後継者の育成や支援を推進します。あわせて木質バイオマス発電に利用される木質チップなど、森林から産出される木材を循環型利用が可能な資源として活用し、森林の健全化を図ります。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
森林経営計画作成森林面積（割合）	17.1%	25.0%
未整備森林の経営管理権設定面積（累積）	—	40.0ha

施策の展開

(1) 林業経営体を支援する

林業経営体による森林の適切な整備は、本市の豊かな自然環境と生態系を保全する役割も果たしており、林業経営体の生産性や所得の向上を図るため、林業関係団体や経営能力の高い林業後継者の育成・支援を推進します。また、森林資源の循環利用を推進します。

◇主な取組

- 林業団体及び後継者の育成・支援

(2) 林業生産基盤を整備する

低コストでの優良材生産を可能にするため、植栽・除伐・間伐・枝打ち・下刈りといった森林整備を効率的に実施できるように林道・作業道の整備を推進するなど、造林を支援します。また、森林資源の有効利用や、しいたけなどの特用林産物の振興及び担い手の育成・支援に取り組みます。

◇主な取組

- 林道・作業道の整備
- 造林支援
- 森林資源の有効利用
- 特用林産物の振興
- しいたけ版ファーマーズスクールの推進

(3) 未整備森林を整備する

森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度による未整備森林の整備および林業に関わる人材育成や担い手支援を推進します。また、公共施設等での木材利用を促進することにより市産木材のPRに取り組みます。

◇主な取組

- 森林整備
- 人材育成・担い手支援
- 木材利用の促進
- 普及啓発
- 実行体制の整備

関連計画等

- ・豊後大野市森林整備計画（平成29年4月～令和9年3月）

工業の振興

施策
1-3

施策の展開

- (1) 企業誘致を推進する
- (2) 創業を支援する

現状と課題

企業誘致の推進やそれに伴う雇用の確保、新たな産業の育成などは、本市が抱える重要な課題です。特に若者や女性の雇用促進につながる施策が必要です。立地企業については、これまで平成24年度、平成26年度、平成29年度に、それぞれ市外に本社を置く企業を誘致することができました。また、令和元年度には誘致企業1社が増設し、その結果100人を超える新たな雇用を創出しました。一方、地元企業を訪問し、意見を交換するなど企業情報の収集や補助金及び税制面の優遇策等、行政情報を引き続き提供しています。

今後については、市内に不足する工場適地の確保や空き工場等を把握しながら、企業誘致を推進することが必要です。

施策の基本方針

企業誘致施策については、地域活力の向上や雇用の場の創出に直結するため、市内に立地する企業との意見交換に努めます。また、市内に存在する空き工場や工業用地を調査把握するとともに、新たな事業所の誘致を推進します。

個人事業主や中小企業者の創業支援としては、大分県・豊後大野市商工会等関係機関と連携し、窓口相談やセミナーの開催により、起業支援を行い、あわせて起業者に対する支援制度を充実するなど、起業促進を図ります。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
立地企業数（累積）	5件	10件
創業相談	44件	40件
創業者数	12件	22件

施策の展開

(1) 企業誘致を推進する

工場用地の把握等、製造業等の誘致環境の充実に努めるとともに、市独自の情報関連企業誘致促進事業補助金を活用して、情報サービス業、インターネット付随サービス業の誘致も推し進めます。一方、誘致企業の雇用対策等のために、企業合同説明会を関係機関と協力して取り組みます。

◇主な取組

- 誘致活動の強化
- 企業用地の調査・確保
- 優遇措置の充実

(2) 創業を支援する

地域経済の活性化や、定住を促進するため、豊後大野市商工会等の関係機関と連携して窓口相談やセミナー開催など創業支援に取り組みます。そして、労働生産性及び生産効率、エネルギー効率等の向上のために、先端設備等の導入に取り組む企業に対して引き続き支援します。また、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性等の就業機会の拡大等を促進するために、テレワークの推進を関係機関と連携して取り組みます。

◇主な取組

- 創業支援
- 先端設備等の導入の促進

関連計画等

- ・豊後大野市創業支援事業計画（平成27年6月～令和7年3月）
- ・導入促進基本計画（平成30年6月～令和3年6月）
- ・第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年4月～令和8年3月）

施策 1-4

商業・サービス業の振興

施策の展開

- (1) 経営基盤を強化する
- (2) 商業・サービス業を活性化する
- (3) 中心市街地を活性化する

現状と課題

少子高齢化による人口減少等に伴い、地域経済は縮小するなど、地方の中小企業については依然厳しい経営状況にあると考えられます。一方、個人事業主を主体とする商店街についても、店主の高齢化や後継者不足、地域の人口減少、大型店との競合など経営環境は厳しく、空き店舗が増加しています。

これらの状況を踏まえ、商工会に委託してプレミアム商品券発行事業を実施するなど、地域における消費喚起による商工業の振興を図っています。

空き店舗の増加は地域住民の生活の基盤となる商店街の活力低下につながるため、今後も空き店舗の有効活用による商店街の魅力向上や、後継者の育成など、商店街の振興に取り組む必要があります。

施策の基本方針

事業者への支援は、地域活性化に向けた基本的な施策であるため、豊後大野市商工会と連携し、チャレンジショップの利用など、起業家に対する支援の実施や地域住民生活の基盤となる商店街等の再生に向け取り組みます。

また、地産地消を推進するため、域内の消費喚起や商工業の振興につながる施策についても支援に向け検討します。あわせて、地域における特産品の開発や販路拡大に向けた取組を推し進めます。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
事業所数	1,437件	1,537件
商工会員数	831人	896人

施策の展開

(1) 経営基盤を強化する

豊後大野市中小企業・小規模企業活性化基本条例に基づき、豊後大野市商工会が実施する事業や融資に対して保証料の補助や利子を補給するなど、商業者やサービス業者の経営の安定化を支援します。また、伴走型の支援を行う商工会と連携し、事業者に対する相談体制の拡充に努めます。

◇主な取組

- 経営基盤の強化
- 相談体制の充実

(2) 商業・サービス業を活性化する

都市再生事業等の取組をはじめ、商店街を構成する個性ある個店への支援の強化、特産品の販路拡大の推進により、豊後大野らしさとにぎわいのある商業・サービス業の振興を図ります。また、事業者の高齢化や後継者不足へ対応するため、大分県事業引継ぎ支援センターと連携して支援します。

◇主な取組

- 事業の引継ぎ
- 個性ある個店への伴走型支援
- 販路拡大の支援

(3) 中心市街地を活性化する

都市計画施設の見直しを行い、都市再生整備計画事業を活用して、三重町駅を中心とした歩きたくなるまちづくりを目指します。また、まちなかウォークラブル推進事業を活用し、既存店舗及び空き店舗などの景観整備や道路整備を行い、まちなか滞在時間を延ばすことで中心市街地の活性化を図ります。

◇主な取組

- 市街地の活性化
- 魅力ある商業環境の整備
- 都市再生整備計画事業の活用
- まちなかウォークラブル推進事業の活用

関連計画等

- ・豊後大野市都市計画マスタープラン（平成23年12月～）
- ・第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年4月～令和8年3月）

施策 1-5

観光の振興

施策の展開

- (1) 里の旅の商品化
- (2) 観光情報発信を強化する
- (3) 観光拠点の整備・活用
- (4) 新しい観光のあり方への取組

現状と課題

平成 30 年 3 月に、豊後大野市らしい本市の観光振興を図っていくための基本指針となる「豊後大野市観光振興ビジョン」を策定しました。この観光振興ビジョンでは、「おおいた豊後大野ジオパーク」、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」に代表される豊かな自然やそこから生み出される農林産物、歴史ある郷土芸能など、多くの地域資源を有している本市の地域資源を活用した豊後大野らしい「体験型」・「交流型」のツーリズム商品を造成することが重要となっています。

そして、ツーリズム商品を造成するには、観光関連事業者との連携を図ることが必要となります。また、ジオパークやユネスコエコパークで関係性が構築できている周辺自治体（竹田市・阿蘇市・高千穂町）と連携を図り、広域観光に取り組み本市への誘客を促進することが重要となります。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、「新しい生活様式」による社会変化や新たな旅行スタイルに対応した観光事業に転換していくことの必要性が求められています。

施策の基本方針

観光は、幅広い産業に経済効果をもたらし、多くの雇用を生み出すことから、国は、観光立国に向けた取組を推進しています。「おおいた豊後大野ジオパーク」や「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」に象徴される「豊かな水と恵の大地」に関連する地域資源を観光資源化することにより、観光振興を推進します。

本市への来訪者の満足度を高め、リピート客の増加による交流人口の増加や地域経済の活性化を目指し、関係団体と連携しながら、体験・交流を取り入れたツーリズム商品の造成や地域資源の魅力の効果的な発信、道の駅等の観光拠点の整備・活用などに取り組んでいきます。

また、観光振興を通じて地域の魅力を再発見することで、市民の地域に対する誇りや満足度の向上も図ります。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
観光入込客数	140万人	165万人
観光イベント集客数	16.5万人	22万人
農産物販売額（道の駅）	4.6億円	5億円

施策の展開

(1) 里の旅の商品化

豊後大野市観光振興ビジョンの実現のため、豊後大野市らしい「里の旅」の商品を造成します。自然・食・文化・スポーツといった「体験型」「交流型」などを取り入れた新たなツーリズム商品の造成が特に重要です。

◇主な取組

- 体験・交流を取り入れたツーリズム商品の造成
- 観光関連事業者との連携
- スポーツ、文化、ヘルスツーリズムの推進
- インバウンド対応の充実

(2) 観光情報発信を強化する

県内外の都市住民やマスメディアに対し、観光資源をアピールし、観光客の心に響く観光プロモーションを展開するなど、交流人口の増大や地域経済の発展を図ります。

◇主な取組

- 観光資源を活かした観光プロモーションの強化
- 広域観光への取組
- インバウンド対応の充実

(3) 観光拠点の整備・活用

休憩、観光情報の取得、飲食、土産品の購入などを行うことができる観光拠点の整備・活用を行います。また、市内に5つある道の駅を活用し、市への来訪者の満足度を高め、リピート客の増加による交流人口の増大を図ります。

◇主な取組

- 観光拠点の整備、活用
- 道の駅との連携の強化

(4) 新しい観光のあり方への取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市内の観光産業は大きな影響を受けました。新しい旅のエチケットや、新しい生活様式を踏まえた対応が求められている観光関連事業者への支援を行い、観光産業の回復を図ります。

◇主な取組

- 各種感染症対策事業の実施
- 誘客キャンペーンの実施

関連計画等

- ・豊後大野市観光振興ビジョン（平成30年4月～令和8年3月）

施策 1-6

雇用環境の向上

施策の展開

- (1) 若者の就業の場の確保
- (2) 就業環境を充実する
- (3) 勤労者福祉を向上する

現状と課題

本市の社会動態をみると、20歳代で転出超過が多くなっています。アンケートによると、転出者の4割強が「就職・転職・退職のため」を転出理由として挙げており、雇用の場を確保することが人口流出を抑制するために重要です。

一方、高齢者の雇用促進のため、豊後大野市及び竹田市の広域により設置している豊肥地域シルバー人材センターに対して補助金を交付していますが、会員は減少傾向です。

施策の基本方針

高齢者、若年者等誰もが安心して働くことのできる雇用の場の確保に向けた取組を行います。また、職種や雇用条件などによる雇用のミスマッチや、ポテンシャルある女性の就業機会の不足などにより、地域で活かされない潜在的な労働供給力を地域の雇用に的確につなげていくことにも取り組みます。

そのため、大分労働局及び豊後大野公共職業安定所と雇用対策協定を締結しており、本市における雇用・労働環境の改善に連携して取組を推進します。また、豊肥地域シルバー人材センターに対する補助などを通じた高齢者の就業環境の充実や、企業及び豊後大野労働基準監督署との連携による働き方改革を推し進めます。さらに、大分県等関係機関と連携して、労働相談を実施します。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
就業人口	17,214人 (平成27年度国勢調査)	18,500人
シルバー会員数	444人	600人
新卒者の就職者数	26人	30人

施策の展開

(1)若者の就業の場の確保

地域における若者の雇用機会の拡大を図るため、豊後大野公共職業安定所、豊肥経済同友会、豊後大野市商工会及び大分県立三重総合高等学校と連携して、新卒者の就業の場の確保を推進します。また、若者の地元就職の支援及び移住定住の促進のために、奨学金返還支援制度に継続して取り組みます。

◇主な取組

- 企業合同説明会の開催
- 新卒者に対する採用枠の早期確保・求人票の早期提出要請

(2)就業環境を充実する

就業希望者の就業機会を確保するため、若年者の雇用促進、女性が働きやすい環境の整備、高齢者の継続雇用や再就職支援、地域の求職者に対する求人情報の提供など、関係機関と連携して就業環境の整備に取り組みます。

◇主な取組

- 地場企業ガイドブックの配布
- 誘致企業等関係機関意見交換会

(3)勤労者福祉を向上する

勤労者が健康で安心して働くことができるよう、職場環境・労働条件の改善や福利厚生の実施に取り組む企業を支援します。また、関係機関と連携し、雇用や労働条件などに関する相談体制の拡充に努めます。

◇主な取組

- 働き方改革の推進
- 労働相談

関連計画等

- ・豊後大野市創業支援事業計画（平成27年6月～令和7年3月）
- ・導入促進基本計画（平成30年6月～令和3年6月）
- ・第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年4月～令和8年3月）





政策目標2

豊かな福祉社会の実現を目指すまち

施 策	施作の展開
1 保健・医療サービスの充実	(1) 健康づくり活動を推進する (2) 疾病予防を推進する (3) 地域医療環境を充実する
2 地域福祉の充実	(1) 地域福祉活動を推進する (2) 災害時における地域福祉を支援する
3 結婚・出産・子育て支援の充実	(1) 子育て支援サービスを充実する (2) 保育サービスを充実する (3) 結婚に向けた取組を支援する
4 高齢者福祉の充実	(1) 介護サービスを充実する (2) 介護予防・地域包括ケアを充実する (3) 生きがいづくりを推進する (4) 高齢者の健康増進と介護予防を一体的に実施する
5 障がい者福祉の充実	(1) 地域生活支援事業及び障がい福祉サービスの充実 (2) 地域生活支援拠点等の整備と充実
6 社会保障の充実	(1) 低所得者福祉を充実する (2) 国民健康保険制度の健全な運営を推進する (3) 国民年金制度の健全な運営を推進する (4) 後期高齢者医療制度の健全な運営を推進する

施策 2-1

保健・医療サービスの充実

施策の展開

- (1) 健康づくり活動を推進する
- (2) 疾病予防を推進する
- (3) 地域医療環境を充実する

現状と課題

市民一人ひとりが、健康づくりを通じていつまでも元気でいきいきとした生活を送れることは、最大の幸せです。健康寿命の延伸を目標に、疾病全体を大きく占めるがん・脳血管疾患・心疾患・糖尿病などの生活習慣病予防や重症化予防の一層の取組が必要です。

近年は高齢化や疾病構造の変化、健康意識の高まりの中で医療に対するニーズは多様化・高度化しています。また、近年多発する台風や局地的豪雨、地震などの自然災害発生時の保健医療対策、感染症・伝染病に対する防疫対策といった非常時における医療サービス確保についても、重要な課題となっています。豊後大野市民病院を地域医療の中核病院として医療サービスを提供していますが、これからも市民が安心して医療が受けられるよう、市内外の医療機関との連携を図りながら、地域医療体制を確立していくことが課題となっています。

施策の基本方針

「第2次健康づくり計画」を基に、子どもから高齢者までのライフステージに合わせた保健事業の充実を図ります。健康に対する市民意識の高揚を図りながら、市民一人ひとりの健康づくりや地域全体の自主的な健康づくりの輪を広げ支え合う環境づくりを推進し支援します。

市民が安心して医療が受けられるよう、豊後大野市民病院を中核とした医療体制を強化するとともに、医療機関との連携強化を図り、多様な医療サービスを提供します。また、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、昼夜を問わず発生する急病や事故等の緊急時における救急医療体制を整備します。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
自殺者の減少（10万対）	16.7人	14.4人
脳血管疾患標準化死亡比	102.0 (男 105.5 女 99.4)	100未滿
健康寿命	男性 79.29歳 女性 84.16歳	男性 80.51歳 女性 85.10歳

施策の展開

(1)健康づくり活動を推進する

市民が主体的に健康づくりや生活習慣病などの予防対策、健康管理に取り組み、生涯にわたり健康で豊かな人生を送ることができるよう、市民の健康づくりへの支援や食育の推進に取り組みます。

◇主な取組

- 健康づくりに向けた取組
- 食育の推進

(2)疾病予防を推進する

健康寿命の延伸を目標に、保健・医療・介護各分野の各種データを活用し、健康課題である生活習慣病の重症化予防の推進のための連携強化を図り、効果的な各種健康増進事業に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対し、迅速かつ適切な危機管理を行い、関係機関と連携を図りながら、健康被害の発生予防及び拡大防止に取り組みます。また、予防接種の体制整備と接種率向上や感染症予防の知識普及に努めます。

◇主な取組

- 生活習慣病予防の推進
- 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施
- 予防接種の体制整備と接種率向上
- 感染症予防の推進

(3)地域医療環境を充実する

高齢者が安心して生活でき、子育て世代が安心して産み育てられる環境づくりのため、地域の中核病院である豊後大野市民病院と各地域の医療機関が相互に円滑な連携を図ることで、地域医療や救急医療体制の充実に努めます。

◇主な取組

- 地域医療の充実
- 救急医療体制の充実

関連計画等

- ・豊後大野市国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成30年4月～令和6年3月）
- ・第2次豊後大野市健康づくり計画（あけあじ健康21）（平成26年4月～令和6年3月）
- ・豊後大野市食育推進計画（平成26年4月～令和6年3月）
- ・第3次豊後大野市子ども・子育て支援事業計画（キラキラこどもプラン）（令和2年4月～令和7年3月）
- ・豊後大野市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年4月～）
- ・豊後大野市障がい者基本計画及び障がい福祉計画（平成29年4月～令和9年3月）
- ・豊後大野市自殺対策行動計画（平成31年4月～令和5年3月）

施策 2-2

地域福祉の充実

施策の展開

- (1) 地域福祉活動を推進する
- (2) 災害時における地域福祉を支援する

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行、社会構造の変化等により、家庭や地域社会が持っていた相互扶助の機能が低下しています。また、支援を必要とするひとり暮らしの高齢者や子育て世帯等も増加の傾向にあり、一人ひとりが直面する問題も多様で複雑化しており、対応困難な事例も増えつつあります。

こうした状況の中、福祉行政の役割がますます重要となるとともに、これまで以上に地域住民が一体となり、つながり支え合う取組が必要です。

そのためには、自治会、民生委員・児童委員、各相談支援機関等と連携した、相談支援体制づくりが重要です。

施策の基本方針

すべての市民がお互いを尊重しあい、住み慣れた家庭や地域の中で安心した生活ができ、子どもから高齢者まで、世代や性別を超えた交流と助け合いの中で、その人らしく自立した生活ができるよう、地域でのつながりを育みます。

また、災害時の避難行動要支援者に対する支援体制の整備を引き続き進め、要支援者やその家族が安心して暮らせる地域の実現に努めます。

そのために自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関、関係団体との連携を強化し、地域課題の早期発見及び適切な支援ができるよう相談体制の充実を図ります。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
地域包括支援センター相談件数	10,826件	11,000件
家庭相談員／母子相談員相談件数	家庭相談員 211件 母子相談員 938件	家庭相談員 350件 母子相談員 950件
避難行動要支援者名簿の情報提供同意者の割合	67%	75%
地域の支え合い活動の立上げ数（累積）	—	14か所

施策の展開

(1) 地域福祉活動を推進する

市民一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を送れるようにするため、生活や福祉に関する地域の様々な課題を早期に発見し対応できるよう、市民、各種団体、行政の連携により地域福祉体制を強化するとともに、包括的な支援体制の構築に努めます。また、地域共生社会構築に向けて福祉関係部局で検討していきます。

◇主な取組

- 地域福祉体制の強化
- 包括的な支援体制の構築

(2) 災害時における地域福祉を支援する

大雨や地震等による災害が全国的に増加しており、被災者への支援や、自力で避難することが困難な障がい者や高齢者など要支援者の避難支援を強化します。また、要支援者やその家族、被災者が抱える様々な悩みや不安に対する相談体制の強化に努めます。

◇主な取組

- 要支援者及び被災者の支援
- 相談体制の強化

関連計画等

- ・豊後大野市地域福祉計画（平成29年4月～令和4年3月）
- ・豊後大野市老人計画及び介護保険事業計画（令和3年4月～令和6年3月）
- ・第3次豊後大野市子ども・子育て支援事業計画（キラキラこどもプラン）
（令和2年4月～令和7年3月）
- ・第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年4月～令和8年3月）

豊かな福祉社会の実現を目指すまち

施策
2-3

結婚・出産・子育て支援の充実

施策の展開

- (1) 子育て支援サービスを充実する
- (2) 保育サービスを充実する
- (3) 結婚に向けた取組を支援する

現状と課題

子どもや家庭を取り巻く環境は、地域におけるつながりの希薄化、少子化・核家族化の進行や長時間労働で年々厳しさを増しています。さらに女性の就業率が上昇し、働き方の多様化が進んでいる中、地域の機能が失われ、身近に相談できる相手がいないなど、育児を行う家庭の子育ての負担感が増大しています。このことは人口構造の変化をもたらし、将来の社会資本の整備に大きな負担となることが懸念されます。

本市の合計特殊出生率は、平成 23 年までは大分県平均を大幅に上回り、平成 24 年から平成 28 年にかけては大分県平均と同じ水準で推移していましたが、平成 29 年からは大分県平均を下回り、平成 30 年は 1.50 と県内市町村で下位に位置しており、合計特殊出生率の回復は大きな課題となっています。

そのため、子育て支援施策と母子保健施策との連携・調整を図り、より効果的な支援につなげるために、「子育て世代包括支援センターきらきら[☆]」で妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や切れ目のない支援をさらに強化する必要があります。

結婚から出産、子育てを含め安心して産み育てることができる社会をつくるのが将来にわたって重要であり、地域や企業を含めた子どもを育て見守っていく仕組みづくりが重要です。

施策の基本方針

平成 27 年度から始まった「子ども・子育て新制度」の施行に基づき、令和 2 年度から 5 年間の計画期間とした「第 3 次豊後大野市子ども・子育て支援事業計画（キラキラこどもプラン）」の基本理念である「安心して子どもを生み育てることができる環境づくり」「子どもも親も共に育つ豊かな環境づくり」「すべての子どもが心身共にいきいきと育っていける環境づくり」を目指します。

子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していける社会を実現するため、実態に応じた子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、男女ともに未婚率が高まっているため、豊後大野市に定住の意思があり、結婚意欲のある独身者を対象とした男女の出会いの場を提供し、結婚新生活を支援します。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和 7 年度）
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） 実施箇所数及び利用人数（累積）	5 か所 9,685 人	6 か所 15,000 人
ファミリー・サポート・センター事業 よろしく会員の利用人数（累積）	62 人	100 人
5 年後婚姻数推計値	105 組	105 組

施策の展開

(1) 子育て支援サービスを充実する

次世代を担う子どもの成長と子育てを社会全体で支援するため、子育て支援情報の提供や放課後児童クラブ・支援センターの充実など、安心して子どもを産み育てられる地域子育て支援体制を子育て世代包括支援センターきらきら*を中心に推進します。

◇主な取組

- 地域子育て支援拠点事業等の子育て支援サービスの充実
- 子どもの貧困対策の推進
- 子育て支援情報の提供、相談・助言の体制整備
- 放課後児童クラブ・児童館の充実

(2) 保育サービスを充実する

幼児期の教育・保育は、人格形成の基盤と生涯にわたる学習の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもたちへの質の高い教育・保育の実施に努めます。また、保護者や地域の子育て力の向上を支援するため、保育無償化の継続と各種の保育サービスの拡充を図ります。

◇主な取組

- 子どもの健全育成の支援
- 多様な保育サービスの充実

(3) 結婚に向けた取組を支援する

豊後大野市への定住の意思があり、結婚意欲のある独身者に対して出会いの場を提供します。婚活サポーターの育成や、セミナー、個別相談会の開催などの市独自の取組とあわせて、国、県、出会いサポートセンター等の取組を視野に入れながら、結婚へのサポート体制を整えます。また、結婚新生活を支援する取組を行います。

◇主な取組

- 市内の独身者の結婚促進・婚活サポーターの育成
- 出会いサポートセンター「OITA えんむす部」や他市町との広域的な連携
- 結婚新生活の支援

関連計画等

- ・第3次豊後大野市子ども・子育て支援事業計画（キラキラこどもプラン）
（令和2年4月～令和7年3月）
- ・豊後大野市障がい者基本計画及び障がい福祉計画（平成29年4月～令和9年3月）
- ・第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年4月～令和8年3月）

施策
2-4

高齢者福祉の充実

施策の展開

- (1) 介護サービスを充実する
- (2) 介護予防・地域包括ケアを充実する
- (3) 生きがいづくりを推進する
- (4) 高齢者の健康増進と介護予防を一体的に実施する

現状と課題

本市の人口は今後も急激な減少が予想されますが、75歳以上の人口は緩やかな減少にとどまり高齢化が進行するため、75歳以上の高齢者を支える仕組みづくりが急務となっています。

介護保険制度については、利用者が多いため介護保険料が高い状況であり、特に軽度の支援を必要とする利用者が増加しています。また、生活習慣病が重症化して脳卒中を発症したり人工透析を受けるなど、介護保険が必要になるケースが多くなっています。

生活習慣病の有病者や予備群は、健診を定期的に受けていない人に多く、今後は、健診を始め、予防教室などに積極的に参加してもらえる体制づくりが必要です。

施策の基本方針

国は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に向けて、後期高齢者人口は急増していくと見込んでいます。しかし、本市の後期高齢者人口は既にピークを迎え、今後は減少していく予測となっています。このような中、市民の約4割が高齢者である本市においては、高齢者が地域で活躍する機会も多く、今後は、高齢者自らも主体的に、役割を持って地域活動等へ積極的に取り組むことが求められています。

このため、本市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、地域の一員として、その有する能力に応じて自立した日常生活や地域活動が持続できるよう、「医療、介護、介護予防、すまい、日常生活の支援」を5つの柱として必要なサービスが切れ目なく提供できる体制、いわゆる「地域包括ケアシステム」を推進します。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
健康寿命	男性 79.29 歳 女性 84.16 歳	男性 80.51 歳 女性 85.10 歳
介護予防・認知症の支援サポーター養成人数（累積）	介護予防支援サポーター 17 人 認知症サポーター 0 人	介護予防支援サポーター 100 人 認知症サポーター 70 人
介護予防・認知予防の為に拠点整備（累積）	介護予防 コミュニティ 7 か所 認知予防 レンゾカ 4 か所	介護予防 コミュニティ 7 か所 認知予防 レンゾカ 7 か所
地域の支え合い活動の立上げ数（累積）	—	14 か所

施策の展開

(1) 介護サービスを充実する

高齢者や介護者が健康で安心して生活することができるようにするため、既存介護サービス基盤の充実を図ります。また、介護保険サービスの適正な運営を推進するため、介護に携わる人材の育成や、介護サービス事業所の質の向上を支援します。

◇主な取組

- 介護サービスのより身近で細やかなサービス提供体制の構築
- 介護状態改善に向け質の高い介護サービスの提供支援

(2) 介護予防・地域包括ケアを充実する

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、いきいきと自立して暮らしていけるよう包括的に支援するため、高齢者の健康づくりの支援や、高齢者やその家族の生活を支える地域づくり、介護予防事業、認知症施策の推進に努めます。

◇主な取組

- 元気高齢者及び要支援高齢者の自立支援
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
- ICTを活用した介護予防システムの導入と推進
- コミュニティカフェや認知症カフェ等の「通いの場」の活動支援

(3) 生きがいづくりを推進する

高齢者が健康で生きがいをもって暮らしていけるようにするため、高齢者へ「役割をもつこと」「仕事をする事」「健康づくりを行う」を積極的に促し、ボランティア活動や就労への動機付けを行います。

◇主な取組

- 生活支援コーディネーターによる支え合いの仕組みづくり
- 住民が主体の「通いの場」づくり
- 高齢者の有償ボランティアや就労の促進

(4) 高齢者の健康増進と介護予防を一体的に実施する

高齢者の心身の活力低下を防止するため、健康状態に問題のある高齢者や閉じこもりがちで健康状態が不明な高齢者を把握し、保健指導等の支援や必要な医療・介護予防サービスにつなぎます。

◇主な取組

- 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施（再掲）
- マイナンバーを活用した医療保険情報と介護保険データベースの連結利用

関連計画等

- ・ 豊後大野市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画（令和3年4月～令和6年3月）
- ・ 第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年4月～令和8年3月）

施策 2-5

障がい者福祉の充実

施策の展開

- (1) 地域生活支援事業及び障がい福祉サービスの充実
- (2) 地域生活支援拠点等の整備と充実

現状と課題

障がい者が地域で生活するためには地域の支援体制が必要ですが、特に施設入所者の地域生活への移行にはまだ多くの課題があります。

また、就労支援体制の整備や障がい者雇用に対する理解も進みつつありますが、一般就労へ結びつくケースは少ないのが実情で、地域での生活を円滑に移行できるための正しい理解の普及や居住場所の確保、サポート体制の充実等、社会資源を活用したライフステージに応じた地域全体で支える体制づくりが課題です。

障がいの種別や程度などによって必要なサービスは異なり、ニーズに応じた障がい福祉サービスの提供が必要です。また、障がいのある人が能力や適性に応じて、自立した生活を営むことができるよう、適切に支援することが求められています。

施策の基本方針

各計画において、障がい福祉サービス等の必要量の見込み、障がい福祉サービス等の整備、人材の養成等について定めています。計画を着実に実行するとともに、障がい者等が地域の中で安心して生活することができるようニーズに応じた必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。また、事業者・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる豊後大野市地域自立支援協議会の拡充を図ります。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
地域生活移行者数	1人	1人
一般就労移行者数	4人	5人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	—	—

施策の展開

(1) 地域生活支援事業及び障がい福祉サービスの充実

障がい者やその家族が地域で安心して暮らしていけるようにするため、日常生活での悩みや不安に対する相談支援体制の拡充を図ります。また、障がいの種別や程度などによって異なるニーズに応じた障がい福祉サービスの提供や経済的支援に取り組みます。

◇主な取組

- 相談支援体制の充実
- ニーズに合った障がい福祉サービスの提供

(2) 地域生活支援拠点等の整備と充実

地域には、障がい者を支える様々な資源が存在し、それらを有機的な結びつきにする必要があります。障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的とした地域生活支援拠点等を整備し、機能の充実に努めます。

◇主な取組

- 自立支援協議会等の活用
- 関係機関の連携強化

関連計画等

- ・第2期豊後大野市障がい者基本計画（平成29年4月～令和9年3月）
- ・豊後大野市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（令和3年4月～令和6年3月）

豊かな福祉社会の実現を目指すまち

施策
2-6

社会保障の充実

施策の展開

- (1) 低所得者福祉を充実する
- (2) 国民健康保険制度の健全な運営を推進する
- (3) 国民年金制度の健全な運営を推進する
- (4) 後期高齢者医療制度の健全な運営を推進する

現状と課題

安定した雇用の減少や勤労世代の所得の低下といった社会経済情勢の下、困窮に陥る人が増加しています。高齢単身者や離婚・未婚による単身者の増加も生活困窮者が増加する一因となっています。このような社会情勢の中で低所得者福祉を充実するには、生活困窮に陥った場合の保護と自立へ向けた施策の実施が重要です。

また、社会保障を充実するには国民健康保険制度会計の健全で安定的な運営と国民年金制度や後期高齢者医療制度の保険料の収納率向上・適正な給付が必要です。

施策の基本方針

生活保護に至る前の段階から気軽に相談できる窓口を整備することで、問題が深刻化する前に自立支援を開始し、相談支援員等による就労支援や他制度・他機関へのつなぎなどの支援を実施し、生活保護の適正な運営を確保するとともに生活保護受給者への就労支援を通じて自立支援と生活の質の向上を目指します。

また、国民健康保険制度・国民年金制度・後期高齢者医療制度の安定的な運営のため医療給付費の適正化、保険税（料）収納率の向上、安定的な財源の確保、被保険者の健康増進の支援に努めます。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
国保特定健診受診率	45.4%	60%

施策の展開

(1)低所得者福祉を充実する

経済的に不安定な生活を送る低所得の市民に対し、最低限度の生活を保障するために生活保護制度の適正な運営を確保し、経済的自立を促進するために関係機関と連携して相談体制の整備や就労支援の拡充及び生活困窮者自立支援事業の充実に努めます。

- ◇主な取組
- 生活擁護の充実

(2)国民健康保険制度の健全な運営を推進する

国保制度改革により、県が財政運営の責任主体として市町村国保の保険者に参画し共同運営する形になりました。市民が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険制度の健全な運営を推進するため、歳入面では収納率の向上など安定財源の確保に努めます。また、歳出面でも保険給付の適正化に努めるとともに、市民の主体的な健康づくりや健康管理への取組を支援します。

- ◇主な取組
- 安定財源の確保と収納率の向上
 - 適正な保険給付の推進

(3)国民年金制度の健全な運営を推進する

高齢期の市民の生活基盤を支える国民年金制度の健全な運営を推進するため、広報誌などを通じて制度の周知や啓発に努め、加入を促進します。また、制度への疑問や不安に対応するため、相談体制の整備に努めます。

- ◇主な取組
- 制度の周知・啓発
 - 加入促進
 - 相談体制の整備

(4)後期高齢者医療制度の健全な運営を推進する

高齢期の市民が安心して医療を受けられるよう、後期高齢者医療制度の健全な運営を推進するため、広報誌などを通じて制度の周知や啓発に努めます。また、制度への疑問や不安に対応するため、相談体制の整備に努めます。

- ◇主な取組
- 制度の周知・啓発
 - 相談体制の整備

関連計画等

- ・豊後大野市国民健康保険データヘルス計画（平成30年4月～令和6年3月）
- ・豊後大野市国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成30年4月～令和6年3月）





政策目標 3

豊かなくらしと安心を実感できるまち

施策	施策の展開
1 交通ネットワークの整備	(1) 市道を整備する
	(2) 国道・県道の整備を促進する
	(3) 公共交通の整備を促進する
	(4) コミュニティバスの運行を推進する
	(5) 公共交通網の整備を推進する
2 上下水道の整備	(1) 上水道等を整備する
	(2) 生活排水処理を推進する
3 住宅環境等の整備	(1) 市営住宅を整備する
	(2) 公園・緑地を整備する
4 土地利用・景観の整備	(1) 都市計画区域を整備する
	(2) 地籍調査を推進する
	(3) 緑化を推進する
	(4) 持続可能な都市運営を目指す
	(5) 良好な景観を保全・形成する
5 環境衛生の推進	(1) 廃棄物対策を充実する
	(2) 循環型社会を形成する
	(3) 汚水処理対策を充実する
	(4) 公衆衛生を推進する
6 移住・定住の促進	(1) 移住・定住を促進する
	(2) 関係人口の創出・拡大と取り込み
7 交通安全・防犯対策の推進	(1) 交通安全対策を推進する
	(2) 防犯対策を推進する
	(3) 消費者対策を充実する
8 防災対策の充実	(1) 防災体制を強化する
	(2) 災害危険区域を整備する
	(3) 災害対策を強化する
9 消防・救急体制の充実	(1) 消防・救急体制を強化する
	(2) 消防施設を整備する
	(3) 消防指令業務の共同運用を行う
10 情報管理、情報化の推進	(1) 適正な情報管理を強化する
	(2) 広聴・広報活動を充実する
	(3) ケーブルテレビ事業を充実する
	(4) 携帯電話不感地域を狭める
	(5) 行政デジタルシフトの推進

施策 3-1

交通ネットワークの整備

施策の展開

- (1) 市道を整備する
- (2) 国道・県道の整備を促進する
- (3) 公共交通の整備を促進する
- (4) コミュニティバスの運行を推進する
- (5) 公共交通網の整備を推進する

現状と課題

交通網の発達や生活スタイルの変化により、市民の生活行動圏が広域化する中、通勤や通学、流通や地域間交流における広域アクセスの利便性の向上が求められています。

県道・市道については、広域的な幹線道路の整備を進めていますが、部分的に幅員が狭い区間があるなど、道路改良の要望も多い状況です。

本市では、急激な少子高齢化の進展や車社会の進展に伴い、日頃の交通手段として車利用が広く定着する一方、公共交通の利用者は年々減少しており、交通事業者を取り巻く経営環境は、日に日に厳しさを増しています。

また、広大な面積を有する本市では、地理的条件により鉄道やバスの運行路線から遠く離れた交通空白地域も多く存在するため、これら地域の住民生活に密接に関係する交通手段の確保が喫緊の課題となっています。

施策の基本方針

市道については、社会資本整備総合交付金等の補助金を活用して計画的に改良を行い、維持補修については、地域からの情報を参考に緊急性等を考慮しながら実施し、適切な管理に努めます。国道・県道については、各路線の期成会により積極的に要望活動を行います。

公共交通については、交通弱者の移動手段として重要な役割を有するため、公共交通の維持確保を目指すとともに、本市にとって最適で持続可能な交通ネットワークを構築し、市民が利用しやすい生活交通手段の確保を図ります。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
コミュニティバス・あいのりタクシー利用者数	30,139人	30,140人

施策の展開

(1)市道を整備する

市民生活の利便性や安全性を確保し、経済活動の活力を高めるため、交付金事業や起債事業を積極的に活用し、市道の新設改良や維持管理の計画的な実施に努めます。また、幹線道路を補完し、日常の生活を支える生活道路の維持補修にも計画的に取り組めます。

◇主な取組

- 市道の新設改良
- 市道の維持管理
- 生活道路の維持補修

(2)国道・県道の整備を促進する

地域内や隣接市などとの交流や連携を活発化し、市民生活の利便性を高めるため、主要幹線道路として広域交通ネットワークを形成する国道や県道の整備を促進するため、各期成会と連携して事業推進に向けて働きかけを行います。特に、中九州横断道路の犬飼大分間の事業化に向け積極的に働きかけていきます。

◇主な取組

- 国・県道の整備促進

(3)公共交通の整備を促進する

公共交通は、自動車を利用できない人の交通手段や高齢者の外出支援、観光客の移動手段、環境負荷の軽減といった役割を有しており、バス交通等を維持するため、行政、市民、事業者の協働による利用促進を図ります。

◇主な取組

- バス交通等の維持と利用促進

(4)コミュニティバスの運行を推進する

本市にとって最適な交通ネットワークを構築し、市民が利用しやすい生活交通手段の確保を図るため、コミュニティバスなどの地域公共交通の充実を図ります。

◇主な取組

- 地域公共交通の充実

(5)公共交通網の整備を推進する

JR三重町駅はバスの乗り入れができないため、都市再生整備計画事業において、JR、バス、タクシーによる交通結節点を整備し、立地適正化計画のコンパクトシティ+ネットワークを実現するため、公共交通網を活用し、都市の集約化を進め、持続可能な都市経営を目指します。

◇主な取組

- 交通結節点の整備
- 立地適正化計画の策定

関連計画等

- ・豊後大野市地域公共交通網形成計画（平成29年4月～令和4年3月）
- ・豊後大野市地域公共交通計画（令和4年4月～令和9年3月）
- ・豊後大野市立地適正化計画（令和3年度策定）

施策 3-2

上下水道の整備

施策の展開

- (1) 上水道等を整備する
- (2) 生活排水処理を推進する

現状と課題

水道事業では三重町の上水道事業と各町の簡易水道事業を経営統合し、現在、ひとつの公営企業として管理運営を行っています。各施設は市内に点在しており、それぞれの水源や水質が異なるために適正な管理が必要です。また、法定耐用年数を超え老朽化の進んでいる施設があり、更新が必要となっています。

下水道事業では公営企業法の一部適用による公共下水道事業と農業集落排水事業及び市町村設置型浄化槽事業の管理運営を行っています。本市の令和元年度末の汚水処理人口普及率は 62.4% であり、県平均の 77.7%、全国平均の 91.7% に比べ低い状況にあります。

施策の基本方針

安定的な水道水の供給のために、施設の適正な管理に努めます。また、老朽化の進んでいる施設について計画的に更新を行います。

生活排水を適切に処理し、公共用水域の水質を保全するため、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換するものに対して支援を行い、汚水処理人口普及率の向上を図ります。

また、環境意識の啓発により、市民の主体的な水環境保全や生活排水対策への取組を推進します。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
安全な水が安定的に供給されている割合（普及率）	67.1%	68.3%
汚水処理人口普及率	62.3%	76.4%

施策の展開

(1) 上水道等を整備する

市民に安全でおいしい飲料水を安定的に供給するため、上水道等の整備や施設の適正管理に努めます。また、給水区域内の市民に水道施設の重要性に対する認識を深めるための啓発を行い、上水道への加入を促進し、水質改善による生活環境の向上に努めます。

◇主な取組

- 安全な水の安定的供給
- 施設の適正管理
- 飲料用水施設の整備支援

(2) 生活排水処理を推進する

公共用水域の水質の保全や公衆衛生の向上を図るため、浄化槽の普及促進や処理施設の適正管理など、生活排水の適切な処理を推進します。また、市民が日常生活で水環境の保全や生活排水対策を主体的に行うことを推進するため、環境意識の啓発に努めます。

◇主な取組

- 浄化槽の普及促進
- 処理施設の適正管理

関連計画等

- ・水道事業経営戦略（平成30年1月～令和9年3月）
- ・豊後大野市水道事業短期事業実施計画（平成31年4月～令和11年3月）
- ・生活排水処理施設整備構想（平成28年4月～令和8年3月）

住宅環境等の整備

施策
3-3

施策の展開

- (1) 市営住宅を整備する
- (2) 公園・緑地を整備する

現状と課題

現在、市が管理する住宅は公営住宅・特定公共賃貸住宅・市営一般住宅を合わせて 1,018 戸あります。そのうち耐用年数の 2 分の 1 を経過し建替の時期を過ぎた木造・簡易耐火構造の住戸は 558 戸あります。また、少子高齢化が加速する中、地域の公営住宅の老朽化や農地優先で宅地として適した土地が少ないこともあり、利便性が高い地域への若年層の住み替えが増加し、地域の人口が減少の一途をたどっています。

現在 7 か所ある都市公園はいずれも整備されて 20 年以上を経過しています。遊具やトイレ、体育施設の老朽化も目立ち始め、改修の時期を迎えています。

施策の基本方針

「公営住宅等長寿命化計画」に則して、必要性・優先性を考慮しながら老朽化した市営住宅の建替や現地建替の不可能な団地に代わる新規団地を検討整備し居住水準と安全性の向上を図ります。

また、市営住宅の既存ストックについて長寿命化対策を施すことでライフサイクルコストの縮減を図ります。ポテンシャルの高い未活用公共用地を宅地開発することで、市内外からの転入を誘導し地域人口の安定化を図ります。

都市公園を市民の憩いの場、レクリエーションの場として使いやすいものにするために公園施設等長寿命化計画に則しながら維持補修管理を進め、安全で快適に利用することができる環境整備を目指します。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和 7 年度）
市営住宅の建替え（累積）	20 戸	65 戸

施策の展開

(1)市営住宅を整備する

経済的に不安定な生活を送る低所得の市民や、住まいを確保しにくい障がい者、高齢者、子育て世帯などに対して、安全で快適に生活できる住宅を提供するため、ニーズに対応したオリジナル住宅の整備を行います。また、住宅長寿命化計画の見直しを行い、市営住宅の統廃合を含め、管理戸数の見直しと計画的な建替および維持管理に努めます。

◇主な取組

- ニーズに対応したオリジナル住宅整備
- 市営住宅の計画的な建替えと維持管理

(2)公園・緑地を整備する

市民に憩いやレクリエーションの場を提供するため、本市の豊かな自然や景観と調和のとれた公園・緑地整備を推進します。また、地域住民にとって身近で利用しやすい公園・緑地となるよう整備に取り組み、地域住民等の主体的な維持管理への参画を推進します。

さらに、県有地跡地の利活用とスポーツ施設の総合的整備の検討にあわせて、都市公園の見直しを行っていきます。

◇主な取組

- 調和のとれた公園・緑地の整備
- 地域住民等による維持管理の推進
- 都市公園の見直し

関連計画等

- ・公営住宅等長寿命化計画（平成28年4月～令和13年3月）

施策 3-4

土地利用・景観の整備

施策の展開

- (1) 都市計画区域を整備する
- (2) 地籍調査を推進する
- (3) 緑化を推進する
- (4) 持続可能な都市運営を目指す
- (5) 良好な景観を保全・形成する

現状と課題

本市の人口は減少傾向にあり、こうした中で市域の均衡ある発展を図るためには、機能の集約と連携を進めていく必要があります。

長期にわたり未着手の都市施設（都市計画道路・都市公園）が市内にあり、計画策定時からの社会経済情勢の変化を踏まえた計画の見直しが課題となっています。

長期間管理されていない土地の増加や、高齢化、市外遠隔地にいる土地所有者の増加等から、従来方法の立会による現地調査が年々困難になっており、地籍調査の進捗を阻害する要因となっています。また、これらは全国的な傾向、課題となっていることから、関係法令の改正等の対策が進められています。

施策の基本方針

豊後大野市都市計画マスタープランは策定から10年を迎えるため、現在の状況に合わせて見直します。また、持続可能な都市づくりのため、コンパクトシティ+ネットワークを基本とする立地適正化計画を策定します。

長期未着手の都市計画施設については、少子高齢化による人口減少や三重新殿バイパスの整備等の社会経済情勢を鑑みて、その必要性や優先性、代替性を検証し都市計画施設の見直しを進めます。また、景観条例に基づき良好な景観の保全に努めます。

令和2年5月に策定された「国土調査事業第7次十箇年計画」に示す目標数値の達成に向け、進捗率の向上を図ります。

「苗木の無料配布」等を積極的に行い緑化推進を図ります。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
地籍調査事業の進捗率	49.11%	53.07%

施策の展開

(1) 都市計画区域を整備する

市民が安全で快適に生活できるまちづくりを計画的に進めるため、都市計画区域の整備に努めます。また、計画策定時からの社会経済情勢の変化を踏まえ、長期にわたり未着手となっているものや今後必要となるものを見極めて都市計画施設を見直し、策定から10年を迎えた都市計画マスタープランを見直します。

◇主な取組

- 都市計画法に基づく計画の確立
- 都市計画施設の見直し
- 都市計画マスタープランの見直し
- 適切な土地利用の推進

(2) 地籍調査を推進する

改正法令に基づき地籍調査の円滑化及び迅速化に取り組みます。また、市の大半を占める山林の調査については、調査作業の軽減が見込める新たな手法を活用し進捗率の一層の向上に努めます。

◇主な取組

- 新手法（リモートセンシング技術の活用）による林地調査の推進
- 包括委託制度（国土調査法10条2項）の導入検討

(3) 緑化を推進する

本市の豊かな自然のある景観を次世代に伝えるために、苗木の無料配布を行うなど緑化活動を推進します。また、公園・緑地の持つ憩いやレクリエーションの場といった機能や、環境保全や防災としての機能の認識を深める啓発活動を行い、市民の主体的な緑地維持活動への参画を推進します。

◇主な取組

- 緑化活動の推進

(4) 持続可能な都市運営を目指す

少子高齢化による人口減少のなか、都市を守るため、市街地に主要施設を誘導し、コンパクトな市街地を形成し、公共交通機関の見直しにより市街地を結ぶネットワークにより持続可能な都市運営をするため、立地適正化計画を策定します。

◇主な取組

- 立地適正化計画の策定

(5) 良好な景観を保全・形成する

清流と緑に囲まれた美しい自然や農地、集落等で形成されている本市の里地里山景観の保全・形成に向けた取組を推進します。『わたしが見つけた豊後大野の景観』を一般公募して景観に対する市民の気運を醸成するとともに、景観計画に基づき、良好な景観の形成に努めます。

◇主な取組

- 里地里山の保全・利用
- 良好な景観形成
- 豊後大野市景観計画
- 『わたしが見つけた豊後大野の景観』を一般公募

関連計画等

- ・豊後大野市国土利用計画（平成25年3月～令和6年3月）
- ・豊後大野市都市計画マスタープラン（平成23年12月～）
- ・豊後大野市立地適正化計画（令和3年度策定）
- ・国土調査事業第7次十箇年計画（令和2年5月～令和12年3月）
- ・豊後大野市景観計画（令和元年8月～）

環境衛生の推進

施策
3-5

施策の展開

- (1) 廃棄物対策を充実する
- (2) 循環型社会を形成する
- (3) 污水处理対策を充実する
- (4) 公衆衛生を推進する

現状と課題

地域の生活環境の保全や、公衆衛生の確保は、市民の暮らしと生活を支えるためには必要不可欠なものであり、特に本市では多様化するごみを分別し、資源の有効利用を推進するため、早くから分別回収に取り組んできました。また、行政区に環境衛生委員を置き、ごみの分別収集や減量化の推進、廃棄物の不法投棄監視、環境美化の推進を図っています。これまで一定の成果は得たものの、近年ではごみの総排出量は横ばいで一人当たりの排出量は増えている状況にあり、ごみの減量化や3R運動（リデュース・・・発生抑制、リユース・・・再使用、リサイクル・・・再資源化）の定着に向けた事業を推進するとともに、不法投棄防止対策の強化が必要です。

一方、地震、豪雨等による大規模な災害が発生した際に排出が予想される災害廃棄物の処理については、本市災害廃棄物処理計画に従い、迅速かつ適正な処理及びリサイクルを実施する必要があります。

また、本市清掃センターについては、平成10年4月に稼働を開始し、平成25年度から基幹的改良事業を実施して管理運営を行っていますが、経年劣化による今後の維持管理を踏まえ、ごみ処理の広域化が求められています。

なお、葬斎場及びし尿、浄化槽汚泥の処理施設である白鹿浄化センターについては、専門知識を持った事業者へ運転管理を委託しており、本市監視の下で適正な運営を行っています。

施策の基本方針

循環型社会の構築のために、住民・事業者・行政が互いに連携し、3Rを意識して、それぞれが役割と責任を果たしながらごみの排出抑制に取り組みます。また、現在、本市、大分市、白杵市、竹田市、由布市、津久見市の6市で整備を計画している「新環境センター」について、具体的な協議を進めます。

災害廃棄物の適正処理の推進については、本市災害廃棄物処理計画に基づいて作成する災害廃棄物初動対応マニュアルに従い、発災時の具体的な処置対応について迅速に実施します。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
リサイクル率	13.7%	16.0%
ごみの排出量（家庭系ごみ）	7,735t	6,883t

施策の展開

(1) 廃棄物対策を充実する

清潔で快適な生活環境をつくるため、ごみの減量化・リサイクルを推進するとともに、新環境センターの整備推進や本市現清掃センターの適正運営に努めます。災害廃棄物の処理における初動対応を迅速かつスムーズに進めるべく、災害廃棄物処理マニュアルを充実させるとともに、職員の意識の向上に努めていきます。

◇主な取組

- 処理施設の整備
- 処理施設の適正管理
- 災害廃棄物処理マニュアルの整備

(2) 循環型社会を形成する

循環型社会、低炭素社会を実現するため、廃棄物等の発生抑制・再使用・再資源化の3Rに関する啓発・普及に取り組み、ごみの減量化や再資源化を促進します。

◇主な取組

- 3R(発生抑制・再使用・再資源化)の推進
- ごみの減量化
- 食品ロスの削減

(3) 汚水処理対策を充実する

公共下水道や農業集落排水事業、合併処理浄化槽等の処理施設の整備や適正管理を推進し、生活環境の向上に努めます。また、安定したし尿・浄化槽汚泥処理を継続していけるよう施設の適正な維持管理に努めるとともに、汚水処理に対する市民の理解や意識を高めます。

◇主な取組

- 処理施設の整備
- 処理施設の適正管理

(4) 公衆衛生を推進する

公衆衛生に関する施設整備や狂犬病予防の推進、衛生害虫駆除等の取組を推進し、衛生的な居住環境の確保に努めます。また、関係機関や各種団体と連携し、市民の公衆衛生意識の啓発を図るとともに、衛生的なまちづくりを目指します。

◇主な取組

- 公衆衛生施設の整備

関連計画等

- ・ 豊後大野市一般廃棄物処理基本計画（平成24年4月～令和9年3月）
- ・ 第9期豊後大野市分別収集計画（令和2年4月～令和7年3月）
- ・ 第2期大分ブロック循環型社会形成推進地域計画（令和3年4月～令和9年3月）
- ・ 豊後大野市災害廃棄物処理計画（平成29年3月～）

移住・定住の促進

施策
3-6

施策の展開

- (1) 移住・定住を促進する
- (2) 関係人口の創出・拡大と取り込み

現状と課題

少子高齢化や若年層の流出による人口減少が続くなか、地域活動や地場産業等、様々な担い手が不足し、地域社会全体に大きな影響を及ぼしています。そのため、若い世代を中心とした市内在住者の定着を図り、市外からの移住を促すことで、地域コミュニティや地域活力の持続・向上を図ることが重要となっています。

定住を望む住民や移住希望者のニーズが多様化し、相談・支援体制の充実及び情報提供の強化、世代に応じた支援制度、働く場所の確保等、移住・定住の促進に向けた、総合的な支援が求められています。

移住に至らない場合でも地域外から地域を支える担い手や将来的な移住に向けた裾野を広げるため、本市と継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大も必要となっています。

施策の基本方針

地域や関係団体等との連携により、魅力ある地域づくりや魅力ある人づくりに取り組み、地域の魅力を積極的に発信し、相談・サポート体制を強化します。また、地域資源や地域の特性を活かした生活環境の整備を図り、市民や移住者、本市に関わりを求める人に「選ばれるまち」の実現を目指します。

住民や移住者が暮らしやすく、将来も暮らし続けたいと思える居住環境を整備します。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
各種移住施策による移住者数	72人	100人

施策の展開

(1) 移住・定住を促進する

本市の関心や認知度を高めるため、市移住定住ポータルサイト「ぶんごおおの暮らし手帖」等のウェブサイトやSNSを活用し、地域の魅力的な情報発信と情報拡散に取り組みます。移住者と地域をつなぐ役割を担う移住コーディネーターと連携し、移住から定着へつなげる、相談支援体制の強化に取り組みます。また、若者を中心とした、市民の就労の場の確保に努め、市内への定着を図るとともに、「住まい」「仕事」「子育て」「教育」等関係する機関や団体と連携した居住環境の整備・向上に努め、移住・定住を促進します。

◇主な取組

- U・I・Jターンの受入体制づくり
- 移住情報発信の強化
- 相談体制の充実

(2) 関係人口の創出・拡大と取り込み

地域課題の解決や将来の移住に向けた裾野を拡大するため、地域外から継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組みます。地域外の人とつながりを築き、地域内に取り込む活動を支援します。

◇主な取組

- 地域と都市をつなげる仕組みづくり
- 関係人口受入の環境整備
- 活動組織の育成

関連計画等

- ・第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年4月～令和8年3月）

交通安全・防犯対策の推進

施策の展開

- (1) 交通安全対策を推進する
- (2) 防犯対策を推進する
- (3) 消費者対策を充実する

現状と課題

これまで、交通事故の発生を防止するため、交通安全教室や交通安全運動などを通じ、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を進めてきました。一方、防犯対策については、警察や関係団体による防犯パトロールなどを実施し、自治会などの協力を得て、防犯設備の整備を進めてきました。今後も、交通安全や市民の防犯に対する意識の高揚を図るとともに、交通安全施設・防犯設備のより一層の充実に努めるなど、安全で住みよい地域環境の確保を進めていく必要があります。

また、消費者対策については、消費生活相談や出前講座等の啓発活動を通して悪質商法等の被害の解決、未然防止に取り組んでいますが、巧妙悪質化する新たな手口から消費者を守るための体制づくりとさらなる啓発が求められています。

施策の基本方針

市民一人ひとりの交通安全・防犯に対する意識の向上を図るとともに、地域ぐるみによる交通安全・防犯に対する取組を進め、犯罪の起こりにくい、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。あわせて、防犯灯やカーブミラー等のハード面についても、地域の要望や現地の状況を把握しながら設備の拡充に努めます。

一方、消費者対策については、消費生活相談体制の充実や消費者に対する情報提供の強化に取り組む、消費者被害の未然防止、拡大防止に取り組みます。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
人身事故発生件数	63件	60件
犯罪認知件数	55件	50件
防犯パトロール隊数	33隊	31隊

施策の展開

(1)交通安全対策を推進する

市民の安全な交通環境を確保するため、交通安全施設の整備を進め、交通安全教育の充実を図るとともに、関係機関と連携して総合的な交通安全対策を推進します。高齢運転者が交通事故の加害者になることを防止するため、ペダル踏み間違いによる事故を防止するための「サポカー補助金」制度の周知や運転免許証の自主返納者に対する支援に取り組みます。

◇主な取組

- 交通安全教育の推進
- 交通安全施設の整備
- 免許証自主返納者へのタクシー券、バス券の支給

(2)防犯対策を推進する

犯罪のない明るい社会を築いていくため、市民の防犯意識の普及・啓発や防犯環境の整備・充実を推進します。また、安全安心パトロール連合隊や防犯協会、警察署との連携を促進するなど地域ぐるみの防犯体制を強化し、安全・安心なまちづくりに取り組みます。

◇主な取組

- 防犯意識の普及啓発
- 防犯環境の整備
- 安全体制の充実

(3)消費者対策を充実する

市民の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、関係機関・団体との連携の下、出前講座などの広報・啓発活動を推進し市民意識の高揚に努めます。また、消費者被害が適切かつ迅速に解決、救済されるための相談体制の充実に取り組みます。

◇主な取組

- 消費生活情報の啓発
- 相談体制の充実

関連計画等

防災対策の充実

施策
3-8

施策の展開

- (1) 防災体制を強化する
- (2) 災害危険区域を整備する
- (3) 災害対策を強化する

現状と課題

本市は、山林面積が市全体の約7割を占める等、起伏が激しい地形が多く、地震や豪雨などによる自然災害が起こりやすい状況にあります。そのため、市民に対し災害危険度の周知を図る必要があります。災害発生箇所等の把握とその保全整備を進めていくことが課題となっています。

また、防災体制の強化には自助・共助による地域防災力の向上が不可欠であり、自主防災組織の拡充、防災士の育成やスキルアップ研修会の開催、地域の自主防災訓練の推進・充実等が求められています。さらに、自然災害以外の突発的な不測の事態から、市民の生命及び財産を守るため、有事に備え関係機関とその対処方法について継続的に協議する必要があります。

施策の基本方針

市民の生命及び財産を守るため、市民の防災意識の向上や防災訓練への参画を促しながら、防災関係機関と連携し、あらゆる災害に対応できるハード・ソフト両面における総合的な防災対策の一層の充実を図ります。

また、地域における自主的な防災活動を促進し、市民、行政等が一体となった防災対策の強化に努めるとともに、市民に対し災害危険度の周知を図るため、土砂災害ハザードマップ等を作成し、全世帯へ配布します。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
防災士資格者数（累積）	450人	540人

施策の展開

(1) 防災体制を強化する

市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、地域防災活動に積極的に取り組むよう防災意識の普及・啓発を推進します。また、地域防災活動の担い手となる防災士を育成・確保するとともに、自主防災組織及び防災士の組織化と活動支援に取り組みます。防災情報の伝達手段の多重化により、確実な情報伝達を図ります。

◇主な取組

- 自主防災の組織化と活動支援
- 防災士の育成及び組織化と活動支援
- 講習会・防災訓練等の取組
- 防災意識の高揚

(2) 災害危険区域を整備する

災害危険箇所の状況把握に努め、各種ハザードマップを作成し、市民に周知徹底を図ります。また、危険区域の基礎調査を基に土砂崩壊危険区域の状況把握に努め、地滑り、急傾斜地崩壊対策など関係機関と連携を取りながら事業の推進を図ります。

◇主な取組

- 各種ハザードマップの整備
- 周知の強化
- 対策事業の推進

(3) 災害対策を強化する

市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策などの災害対策を総合的かつ計画的に推進し、地域並びに市民の生命、身体、財産の保護に取り組みます。

◇主な取組

- 安心安全な環境づくり
- 災害復旧への体制づくり
- 老朽危険空き家対策

関連計画等

- ・ 豊後大野市地域防災計画（平成17年11月～）
- ・ 豊後大野市国土強靱化地域計画（令和2年1月～令和6年12月）

施策 3-9

消防・救急体制の充実

施策の展開

- (1) 消防・救急体制を強化する
- (2) 消防施設を整備する
- (3) 消防指令業務の共同運用を行う

現状と課題

1市1消防本部及び1消防団体制が確立されている中、消防行政に対する市民ニーズや多種・多様化する各種災害に迅速かつ的確に対応するためには、関係機関のさらなる連携強化が求められています。

また、人口減少に伴う過疎化・高齢化の進行により地域防災力の低下が予想される中、効率的な消防団活動ができる体制強化が必要です。

さらに、市民の安全安心を確保・維持するために、消防活動を最大限に発揮できるよう、消防施設・車輛・資機材を計画的に更新、整備する必要があります。

一方、救急救命体制については、医療機関とのさらなる連携強化を図るとともに、市民が安心して暮らせる体制づくりに継続して取り組む必要があります。

施策の基本方針

多種・多様化する災害等から市民の生命及び財産を守るため、消防施設や車輛・資機材の整備を進めるとともに、県下消防（局）本部や消防団との連携強化を図り、あらゆる災害に対応できる消防体制を強化し、安全安心のまちづくりに努めます。

また、人口減少による過疎化や高齢化に伴う地域防災力の低下に備えるため、消防団組織の充実強化を図ります。

さらには、救急医療体制における一体的ネットワークの構築を目指すことを目的に、各医療機関とさらなる連携強化を図り、市民が安心して暮らせる体制づくりを推進します。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
救急講習受講者数	1,070人	2,000人
消防団員の確保	93.06%	95.00%

施策の展開

(1) 消防・救急体制を強化する

火災などによる被害を軽減するため、災害時の応急対策等が迅速かつ的確に行えるよう総合的な消防・救急体制の強化に努めます。また、消防団員を確保し組織力を高めるとともに、消防団の活動に対し市民や事業者などへの周知・啓発による理解の促進を図ります。

◇主な取組

- 消防・救急体制の強化
- 消防団組織の充実

(2) 消防施設を整備する

火災等から市民を守り迅速な消火活動等を行うため、消防施設や消防車両、資機材、耐震性貯水槽等の計画的整備を進め、災害活動における機動力の確保と性能向上を図り、円滑な消防活動を推進します。

◇主な取組

- 消防施設の充実
- 消防・救急資機材の整備

(3) 消防指令業務の共同運用を行う

将来にわたって必要な消防体制を維持し、住民の安全・安心を確保するため、消防指令業務の全県下共同運用実現に向けて取り組みます。

◇主な取組

- 消防指令システムの整備

関連計画等

- ・ 豊後大野市地域防災計画（平成 17 年 11 月～）
- ・ 豊後大野市消防計画（平成 19 年 4 月～）
- ・ 第 2 期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月）

情報管理、情報化の推進

施策の展開

施策

3-10

- (1) 適正な情報管理を強化する
- (2) 広聴・広報活動を充実する
- (3) ケーブルテレビ事業を充実する
- (4) 携帯電話不感地域を狭める
- (5) 行政デジタルシフトの推進

現状と課題

市民が主体の地方自治の実現と協働のまちづくりを実現するためには、市の情報公開、情報開示の積極的な推進を図ることが重要です。そこで本市では、令和元年9月に市のホームページのトップページデザインを大幅に変更しPR度を高めました。その他SNS（公式フェイスブック・公式ツイッター）を活用しながら効果的な運用を行っています。

また、ケーブルテレビ事業においては、市民チャンネルや告知放送を通して行政情報や市内のイベント情報などを発信し、市民に親しまれる番組づくりに努めています。開局9年経過に伴い実施した利用者アンケートの内容を分析し、要望や意見を今後の市民チャンネルにいかに関与させるかが大きな課題となっています。さらに、経年劣化による設備機器の修繕及び市内全域のケーブル網の維持管理並びにソフトウェアのライセンス契約の更新を随時行っていますが、財政状況を鑑みながら計画的に行っていくことが重要課題となっています。

一方、携帯電話の不感地域の解消については、極小集落が残される状況となっていますが、国の補助金要綱の変更により対象となる地域の条件が厳しくなったため、従来のやり方での事業推進が難しくなっています。令和2年度は補助事業スキームに1地区が該当となり事業を進めていますが、次年度以降は事業予定がありません。国と民間通信事業者との協議で民間通信事業者が自主事業にて居住地域の携帯不感地域解消を行うこととなりましたが、費用対効果の問題で実現は難しい状況です。新規参入通信事業者の動向にも注目しています。

新型コロナウイルス感染症対策としてICTの効果的利活用が注目され、オンライン会議への対応やテレワーク可能な仕組みの構築等が早急に求められています。さらにはGIGAスクール構想への側面支援も含め、市情報ネットワークの構成見直し、強化などの対応が必要となっています。また、個人番号利用も含んだ電子申請の推進やサテライトオフィス設置等、国の行政デジタルシフトへの動きも活発となっており、その動向に注視し今後の対応を長短期それぞれにて図っていく必要があります。

施策の基本方針

広聴・広報活動については、市民に必要な情報を正確かつ迅速に提供するとともに、市民との対話拡充等により市民参画の機会拡大を図り、市民ニーズをきめ細かく把握し市政に反映します。

ケーブルテレビにおける保守管理及び番組制作は、高い専門性を要するため委託を中心とし運営を行いますが、市として市民の要望及び時代に即した事業の方向性を示しながら、市民の暮らしに根ざした事業を行っていきます。あわせて、業務の適切な運営を図り、行政情報及びテレビ放送の提供、IP電話等の安定提供並びにケーブル網の継続的な維持を行うほか、多額の経費を要する設備機器の更新に計画的に取り組めます。

携帯電話不感地域の解消については、令和2年度に変更となった国の携帯電話不感地域解消事業スキームに合った条件を模索し、補助事業を活用できないか検討します。また民間通信事業者の事業参画が不可欠となるため、市が整備したケーブルテレビの光ファイバー網を有効活用した携帯不感地域解消方法ができないか民間通信業者と協議、情報共有を行っていきます。

また、戸籍、住民基本台帳、一般旅券発給、人口動態調査等の情報セキュリティを確保するとともに、個人情報を適切に取り扱います。

新型コロナウイルス感染症の要因となる「人の移動、集まり、接触」等の対策として効果的なICT活用を目的とし、既存のネットワーク利用に加え一般Wi-Fi回線等も再整備して、WEB会議やオンライン研修会を利用推進します。またペーパーレス会議化は接触感染対策にも効果的であり、これまで通りコスト削減やセキュリティ向上の目的のため積極的に取り組めます。状況によっては必要となる在宅勤務での利用も含め、外部からのリモートアクセスの環境も整備し、市民サービスの向上につながるICT利用を目指します。さらに、コロナ禍をきっかけとしてより加速した国の行政業務デジタルシフト構想への対応や働き方改革としての業務軽減となる支援ツール（RPAやAI等）の導入も積極的に行っていきます。またデジタルシフトに必要な市のセキュリティポリシーの見直しも行います。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
ホームページ閲覧数（セッション数）	41万件	43万件
ケーブルテレビジョン加入率の向上	87.7%	90.0%
携帯電話不感地区解消数	－	5地区（全不感地域解消）

施策の展開

(1) 適正な情報管理を強化する

個人情報保護の観点から情報の保管・管理に十分な配慮及び適切な処理を講じるとともに、コンピュータウイルスや不正アクセス行為等から個人情報を保護するため、情報セキュリティ対策を強化します。

◇主な取組

- 住民基本台帳等個人情報の保護
- 各種統計調査の実施

(2) 広聴・広報活動を充実する

市報やホームページ等を媒体として行政情報や市民生活に関する情報を正確かつ迅速に提供するとともに、情報公開を推進します。また、広聴事業に積極的に取り組み、市民の声を聴く機会の充実に努めます。

◇主な取組

- 市政情報の提供
- 情報公開の推進
- 広聴事業の推進

(3) ケーブルテレビ事業を充実する

コミュニティ情報の基盤となる番組制作及びケーブルテレビ設備・機器の維持・更新などを推進し、ケーブルテレビ事業の充実に取り組みます。

◇主な取組

- 環境整備
- 自主放送の充実

(4) 携帯電話不感地域を狭める

携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備するとともに、ケーブルテレビの光ファイバー網を利用し携帯電話不感地域を狭めます。

◇主な取組

- 携帯電話等エリア整備の推進

(5) 行政デジタルシフトの推進

ICT技術を利用した電子申請やペーパーレス化を推進するとともに、働き方改革としてのテレワーク環境やRPA等業務軽減ツールの活用に取り組みます。

◇主な取組

- 電子申請システムの活用
- リモートワーク環境の整備
- AIやRPAツールの活用

関連計画等

- ・豊後大野市地域情報化計画（平成21年3月～）
- ・第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年4月～令和8年3月）

第4章

政策目標 4

豊かさをつなぐ協働によるまちづくり

施 策	施策の展開
1 地域コミュニティ活動の推進	(1) 地域コミュニティを育成する (2) 地域を支える人材を育成する
2 協働によるまちづくりの推進	(1) 協働の仕組みづくりと意識を高める
3 広域連携の推進	(1) 多様な広域連携を推進する
4 主体的で計画的な行財政運営の推進	(1) 庁内の人づくり・組織づくり (2) 健全な財政運営と財政基盤の強化 (3) 社会インフラの老朽化等への適切な対応

地域コミュニティ活動の推進

施策
4-1

施策の展開

- (1) 地域コミュニティを育成する
- (2) 地域を支える人材を育成する

現状と課題

過疎化・少子高齢化が著しく進む地域では、高齢化により地域住民同士による相互扶助の低下や伝統文化の継承が困難になるなどの集落機能の低下が見られ、地域コミュニティの維持が課題となっています。

市内 218 自治会の内、120 自治会が高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）50%以上の小規模集落であり、その集落数は令和 2 年 3 月までの 5 年間で約 4 割も増えています。自治会運営を担っている世代が減少している中で、自治会運営に加え、高齢者世帯の見守り、大規模災害への備え、空き家対策などの課題に単独の自治会での対応が困難になってきています。

施策の基本方針

「豊後大野市まちづくり基本条例」や「豊後大野市地域コミュニティビジョン」を基本に、行政と市民・地域との信頼関係の構築、行政と地域との情報共有や情報提供等、お互いに協力しながら、それぞれの地域が有する特性を活かした地域づくりを展開していきます。

旧小学校区など地縁的にまとまっている複数の行政区を単位とした地域振興協議会の設立推進を中心に、地域活動を担っていく地域支援員等の育成や地域を支える人づくり、地域内外の多様な組織との連携等を行い、地域コミュニティづくりを推進します。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和 7 年度）
地域振興協議会設置数（累積）	7 協議会	15 協議会

施策の展開

(1)地域コミュニティを育成する

地域振興協議会の設立推進では、地域の様々な主体が入り、地域の現状や課題を認識する話し合いの場づくりを行い、女性や若者、高齢者も入った地域の人材を総動員した特色ある地域づくりを行えるように支援します。また、市民活動団体等への支援や関係人口など多様な人材の取り込みを図り、地域の特性を活かしたコミュニティ活動を推進します。

◇主な取組

- 地域コミュニティの集いの場の環境整備
- 地域の特性を生かしたコミュニティ活動の推進

(2)地域を支える人材を育成する

コミュニティ活動の核となる人材を発掘するとともに、様々な地域活動を支え、地域の課題を解決に導く人材を育成し、その活動を支援します。

◇主な取組

- 地域を支える人材育成

関連計画等

- ・豊後大野市地域コミュニティビジョン（平成26年3月～）
- ・第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年4月～令和8年3月）

施策 4-2

協働によるまちづくりの推進

施策の展開

(1) 協働の仕組みづくりと意識を高める

現状と課題

本市を取り巻く人口減少・高齢化といった社会状況の変化は、地域における課題の多様化・複雑化を招き、これまでのように市民や市民活動団体、事業者、行政等が単独では解決できない難しい課題を生み出しています。こうした課題を解決していくためには、各主体が相互の信頼と合意のもと、お互いの特性や能力を発揮し合いながら、連携・協力して効果的にまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

本市では平成 24 年 10 月に、より良い豊後大野市のまちづくりを進めていくための基本ルールを定めた「豊後大野市まちづくり基本条例」を制定し、協働によるまちづくりを推進していますが、今まで以上に自分たちの地域のことは自分たちの責任で決め、特色あるまちづくりを進めていくことが強く求められています。

施策の基本方針

「豊後大野市まちづくり基本条例」を基本に、市民が主体的にまちづくりに取り組む住民自治を推進し、市民の視点に立った市政運営を行います。

また、市民、市民活動団体、事業者、行政等の各主体が情報を共有し、適切な役割分担のもと相互に連携、協力し課題解決や特色のあるまちづくりに取り組めるよう必要な支援を行い、協働によるまちづくりを推進します。あわせて、まちづくり基本条例の趣旨が市民に理解されるよう情報発信や啓発活動を充実します。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和 7 年度）
市民活動団体等との協働事業数（累積）	—	7 事業

施策の展開

(1) 協働の仕組みづくりと意識を高める

まちづくり基本条例の啓発やまちづくりの推進体制を整備し、市民、市民活動団体、事業者、行政などの様々な主体が協働・連携して地域の課題解決を図り、誰もが幸せに暮らせる協働によるまちづくりを推進します。

◇主な取組

- まちづくり基本条例の啓発・推進
- 組織づくりの推進
- 地域を支える人材の取組への支援

関係計画等

- ・第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年4月～令和8年3月）

広域連携の推進

施策の展開

(1) 多様な広域連携を推進する

現状と課題

少子・高齢化の更なる進行、人口減少社会の到来など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。特に、人口減少は生産年齢人口の減少など社会構造の変化を伴うものであり、都市活力の低下や税収の減少、社会保障関係費の増大などこれまで経験したことのない非常に厳しいものになると予測されています。

本市においては、経済活力の低下やコミュニティ機能の維持が困難となることなどが懸念されており、周辺市町等と緊密に連携しながら、持続的な行政サービスを確保することが、最重要課題の一つとなっています。

本市単独では解決できない課題や連携による相乗効果が期待できる施策などについて、各自治体と意見交換を行いながら、新たな広域連携を進めていく必要があります。

施策の基本方針

平成 26 年の地方自治法改正により、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みが導入され、従来の共同処理に基づく事務分担だけでなく、地域の実情に応じて自由に連携する内容を協議して政策合意できるようになりました。

平成 28 年 3 月に大分都市広域圏ビジョンが策定され、大分市と本市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市、日出町の 8 市町が一体となって「大分都市広域圏」を形成し、様々な主体とも連携しながら共通課題等に対して取組を進めてきました。今後も、地域を活性化するとともに、住民が安心して暮らしていけるよう持続的で安定的な行政サービスに努めます。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和 7 年度）
大分都市広域圏での連携事業数（累積）	17 事業	21 事業

施策の展開

(1)多様な広域連携を推進する

大分市を中心とした7市1町で構成される大分都市広域圏を有効に活用して、周辺市町と連携し、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の分野において施策の展開を図り、魅力あふれる地域づくりに取り組みます。

◇主な取組

- 大分都市広域圏ビジョンの見直し
- 地域資源を有効に活用した施策の展開
- 幹事会以下7つの専門部会における広域的課題に対する取組

関連計画等

- ・大分都市広域圏ビジョン（令和3年4月～令和8年3月）
- ・第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年4月～令和8年3月）

主体的で計画的な行財政運営の推進

施策
4-4

施策の展開

- (1) 庁内の人づくり・組織づくり
- (2) 健全な財政運営と財政基盤の強化
- (3) 社会インフラの老朽化等への適切な対応

現状と課題

これまで「行政改革大綱」や「行政改革集中改革プラン」に基づき、市債残高や人件費等の縮減をはじめとした将来負担の軽減に取り組んでおり、その結果、市の財政の健全化を示す健全化判断比率において、合併当初と比較して大幅な改善が図られています。

本市の一般会計市債残高は、令和元年度末において約 228 億 5 千万円、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 94.4%、実質的な公債費への財政負担の程度を示す実質公債費比率は 4.9% となっており、各数値とも増加傾向となっています。

歳入においては、令和 2 年度に普通交付税の特例措置が終了しており、今後も税収等の大幅な増収が見込めない一方、歳出においては、高齢化の進展などによる社会保障費や、大規模事業、公共施設等の維持管理などに多額の費用を要することから、これからも厳しい財政状況が続いていくものと見込んでいます。

限られた行財政資源（職員・資産・資金）を有効に活用して、質の高い行政サービスを提供するとともに、「選択と集中」による真に必要なサービスへの重点化や財源確保による財政基盤の強化を行う行財政改革に引き続き取り組んでいくことが必要となります。

令和 2 年 3 月に策定した、令和 2 年度から令和 7 年度を推進期間とする「行財政改革指針」に基づき、持続可能な行政経営を目指して、行財政改革を進めています。

市民が市政に対する満足度を実感できる質の高い行政サービスを持続的かつ効果的に提供していくために、中長期的な視点に立って職員数を管理し、最小の経費で最大の効果が発揮できる組織体制を構築する必要があります。また、限られた人材で、地方分権をはじめとする様々な行政課題に対応するため、職員個々の意識改革と資質・能力の向上を図ることが求められています。

平成 27 年 3 月に策定した「公共施設等総合管理計画」に定める基本方針により、施設保有量の最適化、市民ニーズに対応した施設の活用、計画的保全と健全な管理運営を進める必要があります。

施策の基本方針

「行財政改革指針」に基づき、「量の改革」から「質の改革」へ、「単独・縦割りの改革」から「横断的な改革」へと行財政改革の重心をシフトしながら、行政サービスの生産性向上に取り組めます。

中長期的な視点に立った財政見通しのもと、限られた行財政資源の有効活用を図りながら「事業の選択と集中」などにより、財政収支バランスのとれた健全な財政運営が推進できるよう、「持続可能なまちづくりに向けた行財政運営をめざして」を基本理念に掲げ、次世代に持続可能な財政基盤を継承します。

人口減少の推移を見据えた中で、職員の計画的な採用に努めるとともに、様々な行政課題に迅速かつ柔軟に対応できるよう、職員の資質向上と能力向上に努めます。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和 7 年度）
経常収支比率	94.4%	100%以内
総人件費	47.9 億円	46.8 億円
起債残高	228.5 億円	250 億円

施策の展開

(1) 市内の人づくり・組織づくり

人口減少・少子高齢社会の進行や高度化かつ多様化する市民ニーズに対応するため、職員研修の充実等により職員の資質向上と能力開発に努め、地域の課題を的確に捉え、自ら考え、その解決のために積極的に取り組む意欲と行動力を持った職員を育成するとともに、総合計画に位置付けた施策・事業を効果的に推進する組織機構の構築に引き続き取り組みます。また、急速に発展を続けるICTの役割は今後も高まるものと考えられることから、ICTの活用による事務事業の効率化を推進するとともに、IoTやAI、RPAなどの新しい技術の活用も視野に入れながら、効果的な公共サービスの提供を推進します。

◇主な取組

- ワーク・ライフ・バランスの充実
- 人材の育成と活用
- 定員管理の適正化
- コンプライアンスの推進
- 業務改善の推進

(2) 健全な財政運営と財政基盤の強化

行政サービスの安定的な提供と政策課題解決のため、市税収入等の独自財源や国県支出金等の有利な財源確保に努める一方で、各種財政指標に注視しながら、歳入規模に見合った歳出への転換を図ることで健全な財政運営を進めます。また、定期的に事業の見直しを行い、計画の最終年度には事業の総点検を行うことで、将来世代に負担を残さない秩序ある財政規律を確保し、持続的な行政運営が可能な財政基盤の強化を図ります。

◇主な取組

- 自主財源確保に向けた取組の推進
- 事務事業の見直し
- 総人件費の抑制
- 税負担の適正化と徴収強化
- 未利用地等の利活用の推進
- 基金管理の推進
- 補助金・負担金の適正化
- 特別会計の経営健全化
- 市債の適正管理
- 受益者負担の適正化

(3) 社会インフラの老朽化等への適切な対応

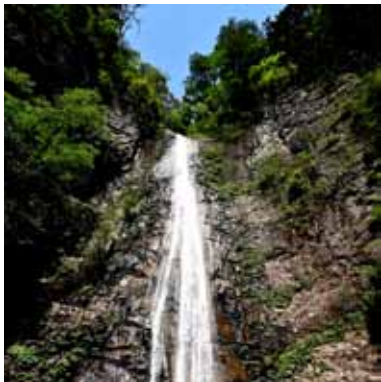
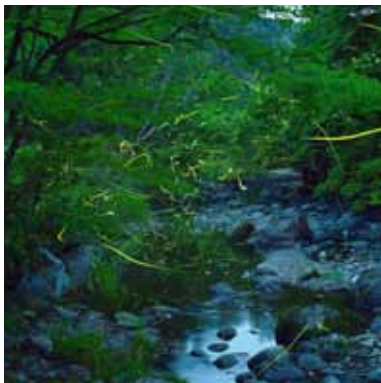
老朽化する公共施設等の社会インフラ等については、持続可能な行政サービスの提供や市民ニーズへの的確な対応、財政の中長期的な展望を踏まえた上で、施設等の長寿命化や維持更新、統廃合等に向けた検討を進めます。また、公共施設の管理運営については、アウトソーシング等の民間委託の推進、指定管理者制度の活用など、民間活力の効果的な活用を検討します。

◇主な取組

- 公共施設の適正な配置
- 適切なアウトソーシングの推進

関連計画等

- ・豊後大野市行財政改革指針（令和2年4月～令和8年3月）
- ・第1期豊後大野市公共施設等総合管理計画（平成27年4月～令和7年3月）
- ・豊後大野市人材育成基本方針（平成19年3月～）



豊かな心と学ぶ意欲を育むまち

施策	施策の展開
1 学校教育の充実	(1) 教育内容を充実する
	(2) 教育体制を充実する
	(3) 安心安全な教育環境をつくる
	(4) 就学環境を充実する
	(5) 高等学校を支援する
2 生涯学習の推進	(1) 生涯学習を推進する
	(2) 公民館機能を充実する
	(3) 図書館利用を推進する
3 スポーツの振興	(1) 生涯スポーツを推進する
	(2) スポーツ施設を整備する
	(3) 競技スポーツを振興する
4 文化・芸術の振興	(1) 文化・芸術活動を推進する
	(2) 文化活動施設を整備する
	(3) 友好都市との交流を推進する
5 文化財等の保存・継承	(1) 資料館の展示・収蔵、館外活動の充実と文化財保護の推進
6 人権尊重社会の実現	(1) 人権が尊重される地域社会を実現する
	(2) 男女共同参画社会づくりを推進する

学校教育の充実

施策の展開

(1) 教育内容を充実する

(2) 教育体制を充実する

(3) 安心安全な教育環境をつくる

(4) 就学環境を充実する

(5) 高等学校を支援する

施策
5-1

現状と課題

本市では、平成 30 年度から子どもたちの「主体的な自己実現」をめざし、教育 TRY 第 2 ステージとして、「笑顔で育てるヘプタゴン教育！」を推進してきました。

今後も、過疎化や少子高齢化がさらに進むことが予想されるため、ふるさと大野を愛する子どもの育成をするとともに、次代を担う子どもたちが主体的な自己実現が図れるよう学校、家庭、コミュニティ・スクールをはじめとする地域の三者が連携を強化し、「地域とともにある学校づくり」をさらに推進していく必要があります。

施策の基本方針

「郷土を愛し、つどい、つながり、ふれあい、学び合い、次世代へ未来を拓く、豊後大野の人づくり」を目標に、ヘプタゴン教育をさらに充実していくことで、ふるさと大野を愛する子どもの育成を図るとともに、子どもたちが主体的に自己実現ができることを目指します。そのために、学校、家庭、地域が連携を強化し、「地域とともにある学校づくり」を進めるとともに、7つの町に特色ある小中一貫教育校の設置を進め、「地域の我が学校」という機運の醸成を図ります。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
全国学力状況調査における平均正答率 (調査対象学年 小学校 6 年生・中学校 3 年生) ※ () 内は全国比	小学校 国語 68(+4.2) 算数 68(+1.4) 中学校 国語 72(-0.8) 数学 53(-6.8) 英語 52(-4.0)	全教科平均以上
学校図書館での図書年間貸出冊数 (児童生徒一人当たり平均)	小学校 157 冊 中学校 30 冊	小学校 160 冊 中学校 35 冊
小・中一貫教育校設置数(累積)	—	7 校

施策の展開

(1) 教育内容を充実する

子どもたちが、主体的な自己実現ができることをめざして、「笑顔で育てるへプタゴン教育！」を「3次元空間(3D)で豊後大野っ子を育てる」「地域とともにある学校づくりの推進」「多面的な教育を7つの柱で推進」の3つの指導方針で推進します。

◇主な取組

- キャリア教育の推進
- 校種間連携の推進
- コミュニティ・スクールの充実
- 確かな学力の育成
- 豊かな心の醸成と健康な体の育成
- 郷土学の推進
- 学校環境の充実

(2) 教育体制を充実する

ふるさと大野を愛し、豊かな心を持ついきいきとした子どもを育てるため、教職員の指導力の向上や相談体制の充実、校種間の交流促進に取り組むとともに、学校・家庭・地域が一体となり、地域とともにある学校づくりを推進します。また、既存の小学校・中学校を一体的な組織体制として連結し、9年間の系統的な教育を行う「小・中一貫型小学校・中学校」の市内7町、各1校の設置を推進します。なお、施設に関する課題については、施設間の円滑移動や学校マネジメントの一貫性を確保するため、地域の実情に即して既存施設の改修や新築を行っていきます。

◇主な取組

- 地域とともにある学校づくり
- 小中一貫教育校設置の推進
- 教職員の指導力向上
- 学校給食の充実と食育の推進
- 幼稚園の規模・適正化の推進

(3) 安心安全な教育環境をつくる

老朽化等により危険が伴う学校施設の計画的な改築・改修に取り組む等、教育環境を安心安全かつ良好な状態に維持し、小中一貫教育に合わせた学校施設の管理・整備を推進します。

◇主な取組

- 安全で快適な学校（幼稚園）施設・設備の充実
- 防災教育の充実（子どもの安全確保）

(4) 就学環境を充実する

経済的理由等により就学が困難な児童・生徒に対して、教育の機会均等の精神に基づき、就学に必要な費用の援助を行うなど、就学環境を充実します。

◇主な取組

- 安心して学べる就学環境の充実

(5) 高等学校を支援する

地域社会と高等教育機関との連携による学びの創出や交流を推進します。また、市内外中学校から三重総合高校への進学者の増加を図るため、特色と魅力ある高等学校づくりへの支援に取り組みます。

◇主な取組

- 大分県立三重総合高等学校の支援

関連計画等

- ・豊後大野市総合教育計画（令和3年4月～令和8年3月）
- ・豊後大野市アクションプラン（令和3年4月～令和4年3月）
- ・豊後大野市食育推進計画（平成26年4月～令和6年3月）
- ・第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年4月～令和8年3月）

生涯学習の推進

施策
5-2

施策の展開

- (1) 生涯学習を推進する
- (2) 公民館機能を充実する
- (3) 図書館利用を推進する

現状と課題

社会情勢や経済情勢が大きく変化し市民の価値観が多様化する中、学習への欲求や関心はますます多様化・高度化しています。「伝統文化・生きがいの習得」から「職業能力・技術の習得」へと変化する学習ニーズに対応しながら、身近な課題解決につながる活動への取組が求められています。

また、人間関係の希薄化や自然体験の不足、急激な情報化などにより、青少年を取り巻く環境はますます厳しくなっていることから、学校や家庭、地域、行政が一体となった青少年の健全育成や「生きる力」の育成が求められています。

また、新図書館においては、サービス水準のひとつの目安である、来館者数、貸出冊数の増加につながるよう、引き続き蔵書の整備と教育事業の効果的な取組が必要となります。

施策の基本方針

生涯学習を推進するため、市の広報誌やケーブルテレビなどの媒体を活用し、生涯学習情報の提供に努めます。また、学習を通じて自己を高めるとともに、活動の成果を地域に還元できる取組ができるよう、すべての小学校区にコーディネーターを配置し、学校・家庭・地域・行政が一体となった青少年の健全育成活動や「生きる力」の育成を図ります。

さらに市民の学習ニーズに対応するため、公民館の運営及び管理に指定管理者制度を導入し、専門的かつ継続的に地域の特色を活かした教室・講座の開設・充実を図るとともに、公民館クラブ、地域婦人団体、PTA等の社会教育関係団体の育成、活動の奨励・支援に努め、学習や地域活動の取組を支えていきます。また、読書を通じた人づくりや学習機会を提供するために図書館機能・図書館サービスの充実に努めます。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
公民館教室・講座の開設数	68回	70回
公民館自主運営クラブ数	184団体	190団体
市民一人当たり貸出冊数	2.91冊	5冊

施策の展開

(1)生涯学習を推進する

市民一人ひとりの価値観が多様化し、市民の学習への欲求は多様化・高度化する中で、市民個々の生き方の向上を目指す学習への関心と自らの人格・能力を磨くことができるよう、様々な場所や機会での学習環境の充実を図ります。

◇主な取組

- 生涯学習推進のための組織・体制の充実
- 社会教育施設の連携と学習情報の提供
- 学校・家庭・地域・行政が一体となった青少年の健全育成
- 「生きる力」の育成と「自己肯定感」の醸成
- 家庭の教育力と地域の協育力向上

(2)公民館機能を充実する

公民館は、生涯学習の実施主体として青少年教育・家庭教育・女性教育・高齢者教育・人権教育・視聴覚教育のほか教室・講座の開設、自主運営クラブ活動に取り組むとともに、市民の生涯学習活動の拠点として指定管理者制度を導入して専門的かつ継続的な事業の展開を図ります。

◇主な取組

- 誰もが気軽に「まなぶ」活動ができる環境づくり
- 市民に開放された「つどう」施設の提供
- 人と人との「むすぶ」地域の教育・文化の振興

(3)図書館利用を推進する

市民の学習ニーズの多様化に伴い、一層の機能の向上を図るとともに、さまざまな学習機会を提供し読書を通じた人づくりを推進します。また、図書館では、対象別の講座、ワークショップ、おはなし会等の教育事業を行い、図書館利用の促進に取り組みます。

◇主な取組

- 市民のニーズに応じた情報・資料の収集及び提供
- 世代を超えた交流や情報拠点としての事業の推進
- さまざまな学習機会の提供と読書を通じた人づくりの推進
- 市民の「知る」を支援するレファレンスサービスの充実
- 利用につながる図書館情報の発信

関連計画等

- ・豊後大野市総合教育計画（令和3年4月～令和8年3月）

施策 5-3

スポーツの振興

施策の展開

- (1) 生涯スポーツを推進する
- (2) スポーツ施設を整備する
- (3) 競技スポーツを振興する

現状と課題

身近な地域において、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会の充実を図るため、軽スポーツの普及、健康づくりと体力づくりを目的としたスポーツイベントの開催やスポーツ団体の組織強化を図ることが必要です。

新たなスポーツとの出会いや、さらにそのスポーツを継続的に行おうとするときに、先に活動している経験者や指導者、団体運営に携わるスポーツリーダーなど多くの人から支援を受けられることで、よりスポーツに親しむことができます。生涯スポーツを地域で協働して推進するためには、生涯スポーツの指導や運営を担う地域のスポーツ指導者などの人材育成が必要です。

また、本市のスポーツ施設が、地域のスポーツ振興や市民の健康づくり、スポーツを通じたまちづくりの拠点としての役割を果たすためには、安全かつ快適にスポーツ活動を行えるよう施設を充実するとともに、スポーツ施設の利便性を高める必要があります。

さらに、市内外からのスポーツ施設の利用を促進し、スポーツを通じた交流人口の増加や地域経済の活性化、観光の振興を図るため、スポーツツーリズム、合宿誘致に向けた他団体との連携等の受入環境の充実を図る必要があります。

施策の基本方針

指定管理者と教育委員会、健康増進関係課との連携を図り、誰もが適性等に応じて参加できる健康づくりと体力づくりを目的としたスポーツイベントを開催します。年齢や性別を問わず、スポーツを実践する機会と、生涯スポーツに親しむ機会の提供に努めます。

各町スポーツ振興会の活性化に努め、関係機関や関係団体と連携をとりながら、地域の実情に応じた生涯スポーツ活動を推進します。また、地域のスポーツ団体と学校部活動との連携を支援します。

本市スポーツ協会やスポーツ少年団、学校体育団体などの関係機関や競技団体の活動を支援し、競技力向上に向けての連携を深めるとともに、一体となって組織強化を図ります。

スポーツ施設における利用者の安心・安全を確保し利便性を向上させるため、指定管理者制度の導入による効率的な維持管理を行います。各種競技大会や合宿の受入れが可能な設備や用具を整備し、受入環境の充実を図ります。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
スポーツ施設利用者数（累積）	245,814人	300,000人
スポーツ合宿者数（累積）	5,131人	8,000人
スポーツ少年団への加入率（加入者数／児童数）	39.3%	50%

施策の展開

(1)生涯スポーツを推進する

市民の健康増進と体力づくりを目的とした、年代に応じたスポーツ活動が身近な地域で行えるよう学校、家庭、地域と連携した活動の場所をつくります。また、指定管理者と教育委員会、健康増進関係課との連携を図り、誰もが適性等に応じて参加できる健康づくりと体力づくりを目的としたスポーツイベントを開催します。年齢や性別を問わず、スポーツを実践する機会と、生涯スポーツに親しむ機会の提供に努めます。

◇主な取組

- 生涯スポーツの推進と競技スポーツの振興

(2)スポーツ施設を整備する

施設利用者の利便性を高めるため、スポーツ施設の効率的活用と施設の長寿命化を図るとともに、県大会以上の大会やスポーツ合宿等に対応できる施設を核としたスポーツツーリズムの受入環境の整備に取り組みます。

◇主な取組

- スポーツ施設の整備とスポーツツーリズムの充実

(3)競技スポーツを振興する

市スポーツ協会・スポーツ少年団・学校体育団体等の関係機関・競技団体の活動を支援し、競技力向上に向けて連携を図るとともに、一体となった組織の強化を図っていきます。スポーツ指導者の確保を図り、スポーツ指導者研修会等を開催し、指導体制の確立を目指します。

◇主な取組

- 競技スポーツの振興
- スポーツ少年団活動の推進

関連計画等

- ・豊後大野市総合教育計画（令和3年4月～令和8年3月）
- ・豊後大野市スポーツ推進計画（平成30年3月～令和10年3月）

文化・芸術の振興

施策の展開

- (1) 文化・芸術活動を推進する
- (2) 文化活動施設を整備する
- (3) 友好都市との交流を推進する

現状と課題

本市の文化・芸術施設の現状をみると、文化・芸術活動の拠点である総合文化センター（エイトピアおおの）については、平成 26 年 4 月から指定管理者制度を導入し、民間活力を利用し事業を展開しており、神楽会館については、伝統文化の情報発信や後継者の育成のため、毎月 1 回の神楽の定期公演を開催しています。

また、朝倉文夫記念館については、朝倉文夫の顕彰に努めるとともに自主事業として市民の作品発表の場として活用しています。また大分県と連携し「大分アジア彫刻展」を隔年で開催するとともに、市民参加のワークショップを開催するなど、市民や子どもたちに心豊かな感性と文化に触れあえる機会を提供しています。

今後は、老朽化による施設の整備計画に沿って改修を進めていく中、さらなる広報活動や入館者等を誘導する仕組みづくりが課題となっています。

施策の基本方針

総合文化センター（エイトピアおおの）、神楽会館、朝倉文夫記念館を地域資源とし、戦略的に活用し、地域の特色に応じた取組を展開していきます。

また、文化・芸術を支える人材の育成を図り、各学校や地域で伝統文化を継承する取組や各種教室を開催します。

さらに、国際交流協会による各種交流事業の実施や友好都市である東京都台東区との交流事業を行います。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和 7 年度）
総合文化センター入館者数	49,718 人	62,000 人
朝倉文夫記念館入館者数	4,304 人	6,000 人
神楽会館入館者数	10,883 人	14,000 人
日本語講座の外国人受講者数	—	1,750 人

施策の展開

(1)文化・芸術活動を推進する

各種文化・芸術団体を育成・支援するとともに、優れた文化・芸術に触れる機会や文化・芸術を発表する機会を提供し、市民の豊かな感性を育みます。さらにワークショップなどの体験型事業を通じて美術制作の場を提供します。

◇主な取組

- 文化・芸術活動機会の提供
- 団体育成

(2)文化活動施設を整備する

地域に密着した文化活動の拠点施設として、総合文化センターや朝倉文夫記念公園などの文化施設の整備を進め、豊後大野らしい芸術文化活動や芸術作品鑑賞ができる環境づくりを推進します。

◇主な取組

- 施設の管理・整備

(3)友好都市との交流を推進する

国際友好都市との交流や国際交流協会への助成、国際交流員の配置などにより国際交流を推進するとともに、国際感覚に優れた人材を育成し国際性に富んだ地域づくりに取り組みます。また、東京都台東区と文化芸術等を通じ、幅広く交流を促進します。

◇主な取組

- 友好都市との交流促進

関連計画等

- ・豊後大野市文化振興計画（平成29年4月～令和8年3月）

文化財等の保存・継承

施策の展開

(1) 資料館の展示・収蔵、館外活動の充実と文化財保護の推進

現状と課題

本市は、文化財や伝統的な民俗文化、民俗芸能が数多く残っている県下でも特筆すべき地域です。しかし、市内には劣化の進む指定文化財が多数ある等、これらの貴重な文化遺産を保存・継承していくことが大きな課題となっています。また、文化遺産の学術的な価値について、引き続き調査・研究を実施するとともに、新たな文化財の掘り起こしにも取り組む必要があります。

さらに本市には、多くの歴史資料や民俗資料があり、今後は、資料館の展示の充実による利用の促進、民具等の保管施設の確保と管理を適正に行う必要があります。

また、市民に地域の文化財・歴史・伝統文化に関する情報発信に努める必要があります。

施策の基本方針

地域の文化財・歴史・伝統文化や民俗芸能の調査研究と保存・継承を行うとともに、市民の財産である地域の文化財の活用を図ります。

また、地域の文化財・歴史・伝統文化に関する情報発信を行うとともに、地域の文化財や伝統文化に対する市民の理解・認識を深め、文化財等への愛護意識の高揚を図ります。

さらに、市民が文化財等を身近に感じることができるよう、歴史民俗資料館での収蔵・展示の充実を推進し、歴史学習やジオパーク学習の拠点施設として活用します。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
講座・学校支援等学習活動実施回数 （ジオパーク活動を含む）	103回	100回
文化財指定件数	505件	502件
資料館入館者数	648人	1,000人

施策の展開

(1) 資料館の展示・収蔵、館外活動の 充実と文化財保護の推進

市内にある指定文化財(有形・無形)や伝統芸能に対する市民の知識を深めるとともに、文化財の保存・継承を推進します。また、学校教育や社会教育など様々な機会を通じて、多くの市民が本市の歴史や文化を身近に感じ、貴重な文化に触れることができるように文化財等の活用を推進します。

◇主な取組

- 歴史資料の調査・収集・公開の推進
- 文化財や伝統文化等の調査研究と保存・継承・活用
- 文化財の環境保全・保護と整備の促進
- ジオパーク活動の推進

関連計画等

- ・豊後大野市総合教育計画（令和3年4月～令和8年3月）

施策
5-6

人権尊重社会の実現

施策の展開

- (1) 人権が尊重される地域社会を実現する
- (2) 男女共同参画社会づくりを推進する

現状と課題

今なお、存在する身元調査や情報化の進展に伴ってインターネット上での差別的投稿・差別を助長するような不適切な書込みがされていることに対し、部落差別等に関する正しい知識と理解等を体得し、偏見や差別意識等に気づき、その意識を払拭・変革することができる教育と啓発が必要です。

学校教育については、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権尊重の理念が明確になりましたが、人権8課題が並立的に提起され、個々の課題解決が不明確となった経緯があります。平成28年に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、部落差別解消教育の再構築が課題となっています。

社会教育については、公民館ごとに主としてPTA会員を対象に人権学習学級連続講座を開催し、人権教育の推進に努め、また、公民館活動で生涯学習に取り組む学習者に人権教育の機会を提供しています。

啓発活動については、年間を通じて市民への講演会及び講座（ワークショップ等）を開催しながらお互いの人権が尊重される地域づくりの推進に努めています。インターネットの匿名性を悪用した人権侵害やヘイトスピーチなど人権問題が複雑、多様化している中、教育・啓発のいずれも継続した取組や地域全体への広がりが必要な状況です。隣保館は、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての機能や役割が周知できていないのが現状です。

また、男女共同参画社会づくりの基本意識である「男女が平等である」と感じる割合が伸び悩んでおり、効果的な啓発の推進が必要です。

施策の基本方針

『豊後大野市「部落差別解消教育」の推進に係る基本計画および教育基本方針』に基づき、部落差別の解消へ向けた教育・啓発活動を推進し、市民一人ひとりの理解を深めるために、関係団体と連携を図り、部落差別解消教育と啓発を推進します。また、学校・園においても、特に「差別の現実に深く学ぶ」学習を校内研修に位置づけます。

人権尊重社会の実現のために、通年の人権教育・啓発の取組を維持しながら、各町の地域人権教育・啓発推進協議会や各種団体等の取組と連携することにより市内細部への人権教育・啓発の浸透を図るとともに、企業等への人権啓発を推進します。また、福祉と人権のまちづくりをすすめる隣保館では交流の促進や相談体制の充実を図りながら周知に努めます。

さらに「男女が平等である」という意識を浸透させるために、日常生活の中に根付いている「固定的性別役割分担意識」の変革を促進する教育・啓発を推進します。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
部落問題に関わる校内研修を年間4時間以上実施している学校数	80%	100%
人権教育・啓発講演会・講座等の参加者数	3,695人	3,800人
社会全体において男女が平等であると感じる割合	17.4%	30.0%
交流機会の場である教室や出前事業の参加者数	630人	650人

施策の展開

(1)人権が尊重される地域社会を実現する

部落差別をはじめあらゆる差別を解消し、人権尊重の理念の定着と人権感覚の豊かな社会を実現するため、あらゆる場・機会を通じて人権意識の高揚のための人権教育・啓発の施策を推進します。また、様々な人権課題に対応した人権研修等ができる指導者の育成や相談体制の充実及び隣保館機能の向上を図ります。

◇主な取組

- あらゆる場における人権教育・啓発の推進
- 指導者の育成
- 交流機会の創設
- 隣保館機能の充実
- 部落差別解消を中心とした人権教育の推進
- 「人権を学ぶ子ども会」への参加促進と活動の拡充

(2)男女共同参画社会づくりを推進する

男女共同参画社会の実現に向けて、人権尊重・男女平等の意識を育てる啓発・教育を推進します。また、暴力を許さない環境づくりや様々な困難をかかえる市民への支援等、関係機関・団体等と連携を取りながら、誰もが安心できる生活の確保に努めます。さらに、女性の活躍を推進します。

◇主な取組

- 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育
- 誰もが安心して暮らせる環境づくり
- 女性の活躍の推進

関連計画等

- ・豊後大野市人権教育・啓発基本計画（平成18年12月～）
- ・豊後大野市総合教育計画（令和3年4月～令和8年3月）
- ・第2次豊後大野市男女共同参画基本計画（ふんごおおの生き生きプラン）（平成28年4月～令和8年3月）
- ・豊後大野市部落差別の解消の推進に関する基本方針（平成30年9月～）
- ・豊後大野市部落差別解消推進教育・啓発基本計画（平成30年9月～）
- ・豊後大野市人権教育・啓発実施計画（平成30年4月～令和5年3月）
- ・豊後大野市「部落差別解消教育」の推進に係る基本計画および教育基本方針（平成29年8月～）



第6章

政策目標 6

豊かな自然を未来に残し伝えるまち

施 策	施策の展開
1 ジオ・自然との共生	(1) 自然教育を推進する (2) ジオパーク基本計画の推進 (3) ユネスコエコパーク事業の推進
2 環境保全の推進	(1) 環境保全対策を推進する (2) 自然保護対策を推進する (3) 環境美化活動を推進する (4) 景観を保全・形成する

施策 6-1

ジオ・自然との共生

施策の展開

- (1) 自然教育を推進する
- (2) ジオパーク基本計画の推進
- (3) ユネスコエコパーク事業の推進

現状と課題

現在、本市ではジオパーク活動を推進するため、市民に対して市民講座の開催やケーブルテレビを活用した普及啓発活動、市内小中学校におけるふるさと学習といった学校教育等に取り組んでおり、市民の地域の成り立ちや地域資源に対する関心、活用意識が高まっています。また、体験型・交流型のジオツアー等のツーリズム商品が造成され、本市への誘客が図れています。一方で、環境整備・商品開発などの課題もあります。

また、ユネスコエコパークに認定された「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」の普及啓発や、豊後大野市の宝である「豊かな生物多様性に育まれた自然の恵み」を将来に引き継ぐため、「生物多様性ぶんどおの戦略」の目標達成に向けた取組を行っていますが、市民への普及啓発活動が課題となっています。

施策の基本方針

ジオパーク活動による地域の活性化を図るために、おおいた豊後大野ジオパーク基本計画で定めている、「教育活動の推進」、「保護・保全活動の推進」、「持続可能な発展の推進」を基本施策として、引き続きジオパーク活動の充実を図り、地域振興、教育活動の進展につなげます。

ユネスコエコパーク活動を推進するために、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会」を構成する関係市町や関係機関と連携して、基本方針である「貴重な生態系の持続的な保全」、「学術的研究や調査・研修の支援」、「自然と共生した持続可能な発展」のための各種事業に取り組みます。

また、本市独自で次世代育成事業や啓発活動に取り組むとともに、「生物多様性ぶんどおの戦略」の目標達成に向けた取組を行います。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
ジオガイド認定者数（累積）	80人	130人
ジオパークフレンドショップ事業所数（累積）	34事業所	45事業所
エコパーク普及啓発活動、自然学習会参加者数	130人	700人

施策の展開

(1) 自然教育を推進する

自然のメカニズムや人間と自然の関わりについて市民の理解を深め、自然に対する愛情とモラルを育成するため、体験型自然教育や自然保護思想の啓発等、自然教育を推進します。

◇主な取組

- 体験型自然教育の推進

(2) ジオパーク基本計画の推進

ジオパーク基本計画に基づきジオサイトの保護・保全をするとともに、市民への啓発・普及活動により次世代に継承します。また、ジオサイトと道の駅や食を絡めた「体験型」・「交流型」の商品を造成し地域経済の活性化を図ります。

◇主な取組

- 保護・保全活動の推進
- 教育活動の推進
- 持続可能な発展のための活動の推進

(3) ユネスコエコパーク事業の推進

「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会」を構成する関係機関と連携して、取組の基本方針である「貴重な生態系の持続的な保全」・「学術的研究や調査・研修の支援」・「自然と共生した持続可能な発展」のため事業に取り組みます。また、本市独自で次世代育成事業や啓発活動に取り組むとともに、「生物多様性ぶんどおの戦略」の目標達成に向け取り組みます。

◇主な取組

- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会事業の推進
- 普及啓発活動の推進
- 次世代育成事業

関連計画等

- ・おおいた豊後大野ジオパーク基本計画（令和3年度策定）
- ・生物多様性ぶんどおの戦略（平成29年4月～令和4年3月）
- ・第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年4月～令和8年3月）

環境保全の推進

施策
6-2

施策の展開

- (1) 環境保全対策を推進する
- (2) 自然保護対策を推進する
- (3) 環境美化活動を推進する
- (4) 良好な景観を保全・形成する

現状と課題

本市は、一級河川である大野川を中心に、ホタルが生息する良好な生物環境を有する奥嶽川や緒方川、白山川など、県下有数の清流がそうそうとした流れを見せ、くじゅう連山、阿蘇山をはじめとし、ユネスコエコパークに登録された祖母・傾山系の山々に囲まれ、緑豊かな大地を形成しています。

こうした豊かな自然環境を後世に継承するためには、現世での適切な保全活動が重要であるとともに、今の環境を守るために、ごみの不法投棄や水質汚染などが発生しないよう見守っていくことが必要です。

一方、直面する地球規模での環境問題である地球温暖化現象については、その原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量増加が問題となっており、市民一人ひとりの日常生活や企業等の事業活動の中で、排出削減につながる取組を増やしていくことが必要であるとともに、気候変動によって起こりつつある災害等に適応したまちづくりが求められています。また、海洋プラスチックごみの問題は、不法投棄や散乱により河川等から海へ流れ込んだプラスチック類が、海を汚し、海洋生物を苦しめる原因となっていることから、不法投棄の撲滅に向けた活動はもとより、不要なプラスチックごみを減らす活動を行うとともに、使用済みのものはリサイクルできるようにしっかりとルールを守った処理をすることが必要です。

施策の基本方針

本市の豊かな自然環境を後世へ引き継いでいくために、自然、生物、田園など、身近な環境とのふれあいを通じ、これを大切に守っていきます。

また、環境美化に対する意識を高め、美化活動の支援や啓発を推進することで、身近な所から取組を行うことができるような環境づくりを行います。

さらに、計画的な土地の利用や景観の形成などにより、自然との調和のとれた美しいまちをつくとともに、未来へ良好な景観を残すため、景観計画の適切な執行を行います。

地球温暖化問題の理解促進を図り、「COOL CHOICE」の浸透を推進するとともに、エネルギーの地産地消を核とした事業の展開を図ります。地産地消型システムを構築するため、「豊後大野市新エネルギープラン」、「豊後大野市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン」に基づき、エネルギー事業を推進します。

目標指標

目標指標	現状（令和元年度）	最終（令和7年度）
不法投棄発生件数	14件	9件

施策の展開

(1) 環境保全対策を推進する

環境問題の理解と環境保全活動を行う気運が高まるよう環境教育や環境学習に取り組み、環境保全対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地球温暖化対策や新エネルギーの導入促進に積極的に取り組みます。また、海洋プラスチックごみを減らすためには、発生を抑制することが重要であり、マイバッグの持参やマイボトルの活用、ごみの分別、排出の徹底など、啓発活動に取り組むとともに、ポイ捨てごみを含めた不法投棄の撲滅に向け、警察署と連携した厳しい対応を行ってまいります。

◇主な取組

- 環境保全対策の推進・啓発
- 地球温暖化対策（適応策と緩和策）
- 環境教育の推進
- 新エネルギーの導入促進
- 再生可能エネルギーの活用
- 不法投棄対策の推進

(2) 自然保護対策を推進する

美しく豊かな自然を保護するため、自然を守り育てるリーダーやボランティアを育成するとともに、森林整備や河川環境の整備を促進します。

◇主な取組

- 森林整備
- 河川の環境整備

(3) 環境美化活動を推進する

美しいまちを将来の世代に継承するために、環境美化の啓発や環境美化活動を推進するとともに、公害防止対策について、啓発を行います。

◇主な取組

- 環境美化活動の推進
- 公害防止対策の推進

(4) 良好な景観を保全・形成する(再掲)

清流と緑に囲まれた美しい自然や農地、集落等で形成されている本市の里地里山景観の保全・形成に向けた取組を推進します。また、『わたしが見つけた豊後大野の景観』を一般公募して景観に対する市民の気運を醸成するとともに、景観計画に基づき、良好な景観の形成に努めます。

◇主な取組（再掲）

- 里地里山の保全・利用
- 良好な景観形成
- 豊後大野市景観計画
- 『わたしが見つけた豊後大野の景観』を一般公募

関連計画等

- ・第3次豊後大野市環境基本計画（令和2年4月～令和6年3月）
- ・豊後大野市新エネルギービジョン（平成29年4月～令和9年3月）
- ・豊後大野市景観計画（令和元年8月～）

総合計画の全体図

市の将来像

人も自然もシアワセなまち

まちづくりの大綱

育ち合い、行動する、市民参画によるコミュニティづくり

基本理念

しごと・くらし・ひと・環境

政策目標

豊かな生活を支える
しごとがあるまち

施策

1. 農業の振興

- (1) 多様な担い手の確保・育成
- (2) 収益力の向上をめざした生産振興
- (3) 畜産業を支援する
- (4) 持続的かつ安定的な農業経営の確立
- (5) 農地利用の最適化を推進する
- (6) 農業生産基盤を整備する
- (7) 地域資源を活かした農村づくり
- (8) 有害鳥獣対策を強化する

2. 林業の振興

- (1) 林業経営体を支援する
- (2) 林業生産基盤を整備する
- (3) 未整備森林を整備する

3. 工業の振興

- (1) 企業誘致を推進する
- (2) 創業を支援する

4. 商業・サービス業の振興

- (1) 経営基盤を強化する
- (2) 商業・サービス業を活性化する
- (3) 中心市街地を活性化する

5. 観光の振興

- (1) 里の旅の商品化
- (2) 観光情報発信を強化する
- (3) 観光拠点の整備・活用
- (4) 新しい観光のあり方への取組

6. 雇用環境の向上

- (1) 若者の就業の場の確保
- (2) 就業環境を充実する
- (3) 勤労者福祉を向上する

政策目標

豊かな福祉社会の実現を
目指すまち

施策

1. 保健・医療サービスの充実

- (1) 健康づくり活動を推進する
- (2) 疾病予防を推進する
- (3) 地域医療環境を充実する

2. 地域福祉の充実

- (1) 地域福祉活動を推進する
- (2) 災害時における地域福祉を支援する

3. 結婚・出産・子育て支援の充実

- (1) 子育て支援サービスを充実する
- (2) 保育サービスを充実する
- (3) 結婚に向けた取組を支援する

4. 高齢者福祉の充実

- (1) 介護サービスを充実する
- (2) 介護予防・地域包括ケアを充実する
- (3) 生きがいづくりを推進する
- (4) 高齢者の健康増進と介護予防を一体的に実施する

5. 障がい者福祉の充実

- (1) 地域生活支援事業及び障がい福祉サービスの充実
- (2) 地域生活支援拠点等の整備と充実

6. 社会保障の充実

- (1) 低所得者福祉を充実する
- (2) 国民健康保険制度の健全な運営を推進する
- (3) 国民年金制度の健全な運営を推進する
- (4) 後期高齢者医療制度の健全な運営を推進する

政策目標

豊かなくらしと安心を
実感できるまち

施策

1. 交通ネットワークの整備

- (1) 市道を整備する
- (2) 国道・県道の整備を促進する
- (3) 公共交通の整備を促進する
- (4) コミュニティバスの運行を推進する
- (5) 公共交通網の整備を推進する

2. 上下水道の整備

- (1) 上水道等を整備する
- (2) 生活排水処理を推進する

3. 住宅環境等の整備

- (1) 市営住宅を整備する
- (2) 公園・緑地を整備する

4. 土地利用・景観の整備

- (1) 都市計画区域を整備する
- (2) 地籍調査を推進する
- (3) 緑化を推進する
- (4) 持続可能な都市運営を目指す
- (5) 良好な景観を保全・形成する

5. 環境衛生の推進

- (1) 廃棄物対策を充実する
- (2) 循環型社会を形成する
- (3) 汚水処理対策を充実する
- (4) 公衆衛生を推進する

6. 移住・定住の促進

- (1) 移住・定住を促進する
- (2) 関係人口の創出・拡大と取り込み

7. 交通安全・防犯対策の推進

- (1) 交通安全対策を推進する
- (2) 防犯対策を推進する
- (3) 消費者対策を充実する

8. 防災対策の充実

- (1) 防災体制を強化する
- (2) 災害危険区域を整備する
- (3) 災害対策を強化する

9. 消防・救急体制の充実

- (1) 消防・救急体制を強化する
- (2) 消防施設を整備する
- (3) 消防指令業務の共同運用を行う

10. 情報管理、情報化の推進

- (1) 適正な情報管理を強化する
- (2) 広聴・広報活動を充実する
- (3) ケーブルテレビ事業を充実する
- (4) 携帯電話不感地域を狭める
- (5) 行政デジタルシフトの推進

政策目標

豊かさをつなぐ協働によるまちづくり

施 策

- 1. 地域コミュニティ活動の推進**
 - (1) 地域コミュニティを育成する
 - (2) 地域を支える人材を育成する
- 2. 協働によるまちづくりの推進**
 - (1) 協働の仕組みづくりと意識を高める
- 3. 広域連携の推進**
 - (1) 多様な広域連携を推進する
- 4. 主体的で計画的な行政運営の推進**
 - (1) 庁内の人づくり・組織づくり
 - (2) 健全な財政運営と財政基盤の強化
 - (3) 社会インフラの老朽化等への適切な対応

政策目標

豊かな心と学ぶ意欲を育むまち

施 策

- 1. 学校教育の充実**
 - (1) 教育内容を充実する
 - (2) 教育体制を充実する
 - (3) 安心安全な教育環境をつくる
 - (4) 就学環境を充実する
 - (5) 高等学校を支援する
- 2. 生涯学習の推進**
 - (1) 生涯学習を推進する
 - (2) 公民館機能を充実する
 - (3) 図書館利用を推進する
- 3. スポーツの振興**
 - (1) 生涯スポーツを推進する
 - (2) スポーツ施設を整備する
 - (3) 競技スポーツを振興する
- 4. 文化・芸術の振興**
 - (1) 文化・芸術活動を推進する
 - (2) 文化活動施設を整備する
 - (3) 友好都市との交流を推進する
- 5. 文化財等の保存・継承**
 - (1) 資料館の展示・収蔵、館外活動の充実と文化財保護の推進
- 6. 人権尊重社会の実現**
 - (1) 人権が尊重される地域社会を実現する
 - (2) 男女共同参画社会づくりを推進する

政策目標

豊かな自然を未来に残し伝えるまち

施 策

- 1. ジオ・自然との共生**
 - (1) 自然教育を推進する
 - (2) ジオパーク基本計画の推進
 - (3) ユネスコエコパーク事業の推進
- 2. 環境保全の推進**
 - (1) 環境保全対策を推進する
 - (2) 自然保護対策を推進する
 - (3) 環境美化活動を推進する
 - (4) 良好な景観を保全・形成する

計画における SDGs 対応表



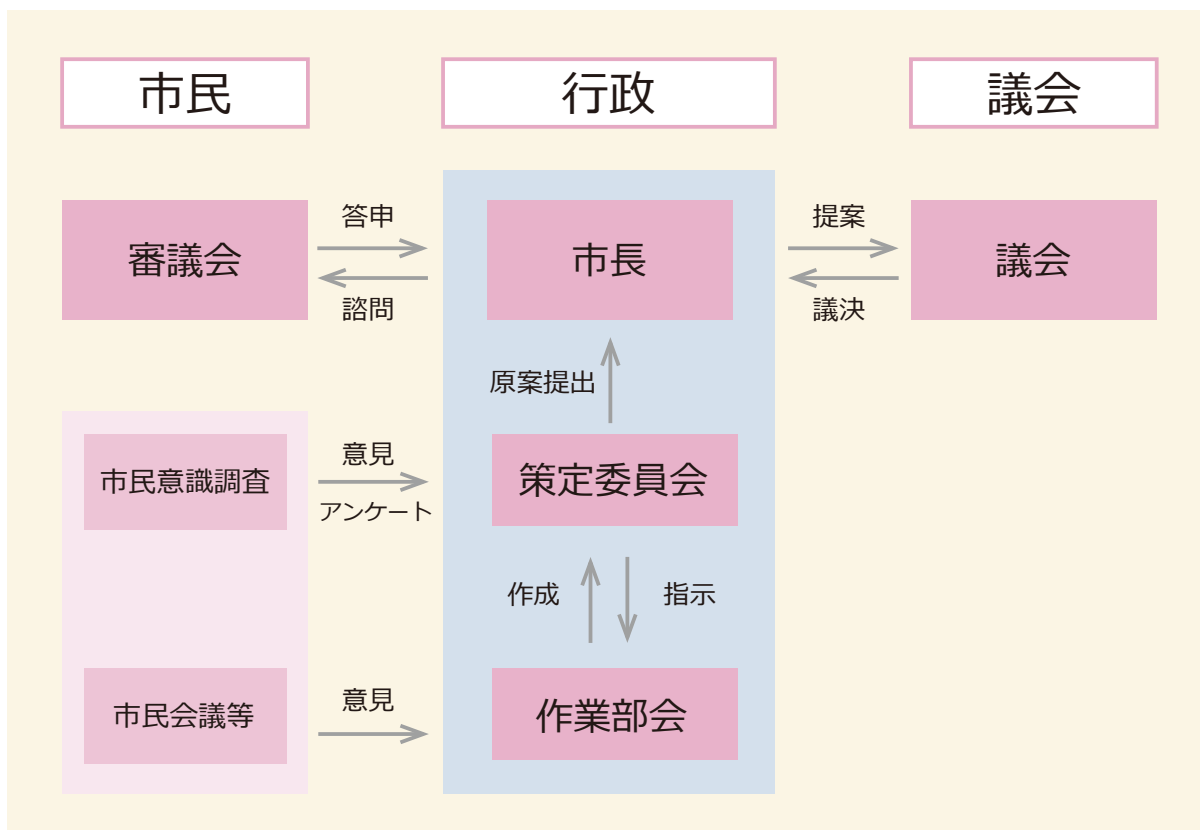
計画における SDGs 対応表

理念	政 策	施 策	ゴール 1	ゴール 2	ゴール 3	ゴール 4	ゴール 5	ゴール 6	
			貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	
しごと	1 豊かな生活を支えるしごとがあるまち	1 農業の振興		●		●	●	●	
		2 林業の振興		●		●	●	●	
		3 工業の振興				●	●		
		4 商業・サービス業の振興				●	●		
		5 観光の振興							
		6 雇用環境の向上				●	●		
くらし	2 豊かな福祉社会の実現を目指すまち	1 保健・医療サービスの充実		●	●				
		2 地域福祉の充実	●		●		●		
		3 結婚・出産・子育て支援の充実	●		●	●	●		
		4 高齢者福祉の充実			●				
		5 障がい者福祉の充実	●		●				
		6 社会保障の充実	●		●				
	3 豊かなくらしと安心を実感できるまち	1 交通ネットワークの整備							
		2 上下水道の整備							●
		3 住宅環境等の整備	●						
		4 土地利用・景観の整備							
		5 環境衛生の推進							●
		6 移住・定住の促進							
7 交通安全・防犯対策の推進									
8 防災対策の充実									
9 消防・救急体制の充実									
10 情報管理、情報化の推進						●			
4 豊かさをつなぐ協働によるまちづくり	1 地域コミュニティ活動の推進					●			
	2 協働によるまちづくりの推進					●			
	3 広域連携の推進								
	4 主体的で計画的な行財政運営の推進					●			
ひと	5 豊かな心と学ぶ意欲を育むまち	1 学校教育の充実	●	●		●			
		2 生涯学習の推進				●			
		3 スポーツの振興			●	●			
		4 文化・芸術の振興				●			
		5 文化財等の保存・継承				●			
		6 人権尊重社会の実現				●	●		
環境	6 豊かな自然を未来に残し伝えるまち	1 ジオ・自然との共生				●			
		2 環境保全の推進				●		●	

附属資料

1. 策定体制
2. 策定の経緯
3. 例規及び委員名簿
4. 市章・市花・市木

1. 策定体制



組織	役割
総合計画策定審議会	市長からの諮問により、基本構想・基本計画案の内容を審議し、その結果を市長に答申します。
総合計画策定委員会	課長級により構成され、作業部会への指示や庁内の最終協議の確認と決定や、審議会への審議内容に関する協議を行います。
総合計画策定委員会 作業部会	係長級により構成され、事務局から提示される検討資料、構想・計画案を討議し、計画策定の各課協議の調整を行います。
市民会議等	豊後大野市まちづくり市民会議に代えて、市民の代表として、自治推進委員会（豊後大野市まちづくり基本条例に基づき設置された委員会で、条例の調査審議を行う。）にて、基本計画の策定に関し調査及び研究を行います。

2. 策定の経緯

(1) 市民意向の把握

①市民アンケート

調査対象 住民基本台帳に登録されている18歳以上の市民 2,000人

調査期間 2020年3月31日～2020年4月30日

回収数等 714通（回収率35.7%）

②豊後大野市自治推進委員会の開催

第1回～第4回（2020年10月14日～2021年3月12日）

③意見募集

2021年1月27日～2021年2月10日

(2) 豊後大野市総合計画策定審議会

第1回 2020年8月24日 豊後大野市総合計画の諮問等

第2回 2020年10月12日 後期基本計画（素案）

第3回 2020年10月26日 後期基本計画（素案）

第4回 2020年12月4日 後期基本計画（素案）

第5回 2021年1月14日 後期基本計画（素案）

答申 2021年2月1日

(3) 豊後大野市議会

第1回 2020年9月2日 総合計画策定方針

第2回 2020年11月13日 後期基本計画（素案）

審議及び議決 2021年2月24日～2021年3月19日

ま 推 第 0825001 号

令和 2 年 8 月 2 5 日

豊後大野市総合計画策定審議会

会長 後 藤 政 美 様

豊後大野市長 川 野 文 敏

諮 問 書

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための第 2 次豊後大野市総合計画後期基本計画の策定に当たり、必要な事項の調査審議を豊後大野市総合計画策定審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

令和3年2月1日

豊後大野市長 川野 文敏 様

豊後大野市総合計画策定審議会

会長 後藤 政美

第2次豊後大野市総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和2年8月25日付け、ま推第0825001号で諮問のありました第2次豊後大野市総合計画後期基本計画につきまして、慎重審議の結果、審議会委員の意見等を修正事項として計画に反映させた「第2次豊後大野市総合計画後期基本計画（案）」をもって答申といたします。

なお、計画の実施に当たっては、協働によるまちづくりを更に推進し、まちの将来像である「人も自然もシアワセなまち」の実現に向け、取り組まれるよう要望します。

記

1. 市民への周知

本計画の趣旨や内容が、市民一人ひとりに分かりやすく行き届くよう周知していただきたい。

2. 協働によるまちづくりの推進

今後も本計画の策定過程を尊重した市民参画と協働によるまちづくりを推進していただきたい。また、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めていただきたい。

3. 適切な進捗管理

本計画に基づく施策については、常にPDCAサイクルを展開するとともに、あわせて社会情勢の変化と市民ニーズに合った計画変更を行うなど柔軟な対応をお願いしたい。

4. 計画の実行

厳しい財政状況であるが、基幹産業である農林業をはじめとする各種産業の振興を図り、活力あふれる地域経済の発展のための各種施策を積極的に推進されたい。事業実施の際は、各部署が緊密な連携を図り、様々な分野において事業の効果が波及するように努めていただきたい。また、審議の過程で提起された意見については、事業の実施段階において十分に活用されるようお願いしたい。

以上

3. 例規及び委員名簿

豊後大野市総合計画策定審議会条例

平成17年7月19日

条例第276号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、豊後大野市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想及び基本計画の策定について、調査審議する。

(組織等)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育委員会及び農業委員会の委員
- (2) 各種団体の代表者又は各種団体において推薦する者
- (3) 識見を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、前条の規定に関する事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

豊後大野市総合計画策定審議会委員名簿

◎は会長、○は副会長

所 属	氏 名
豊後大野市教育委員会	○ 羽田野 光江
豊後大野市農業委員会	後藤 綾子
三重町地域リーダー	首藤 義文
清川町地域リーダー	小野 光治
おがたまちおこしたい（緒方町地域リーダー）	水野 幸太郎
あさちば（朝地町地域リーダー）	工藤 進悟
大すき野（大野町地域リーダー）	佐藤 龍太郎
ちとせlab（千歳町地域リーダー）	恵藤 美幸
ほっとけんinukai（犬飼町地域リーダー）	古川 哲司
豊後大野市自治会連合会	東藤 秀一
豊後大野市商工会	羽田野 美和子
ぶんご大野里の旅公社	三浦 絵里奈
豊後大野市医師会	後藤 孝之
豊後大野市社会福祉協議会	◎ 後藤 政美
豊後大野市女性団体連絡協議会	森迫 喜代美
豊後大野市民生児童委員協議会	廣瀬 イツ子
豊後大野市文化連盟協議会	造士 マチ子
豊後大野市老人クラブ連合会	加峰 マチ子
大分県農業協同組合豊肥事業部	柳井 智和
大野郡森林組合	志賀 義和
豊後大野市PTA連合会	恵藤 誠
公募委員	清田 義幸
公募委員	羽田野 弘文
公募委員	柳井 英治

4. 市章・市花・市木

市章



市花 ボタンザクラ



市木 クヌギ



令和3年3月

発行 豊後大野市まちづくり推進課

〒879-7198

大分県豊後大野市三重町市場1200番地

電話番号：0974-22-1001

人も自然もシアワセなまち

大分県 豊後大野市